

第2次米子市環境基本計画

兼 米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

自然の恵みに感謝し、

ともに歩みつづけるまち

～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

令和3年(2021年)2月 策定

令和8年(2026年)3月 改定

米子市

はじめに

秀峰大山を仰ぎ、碧く輝く日本海とラムサール条約登録湿地である中海に抱かれた米子市は、豊かな自然の恵みを楽しみ、山陰の商都として発展の歴史を刻んでまいりました。この美しい風土は、先人たちが慈しみ、守り抜いてきたかけがえのない財産であり、これを損なうことなく、より良い姿で次代を担う子どもたちへと引き継いでいくことは、今を生きる私たちの使命です。

いま、地球規模で進行する気候変動は、私たちの暮らしや安全に確実に影響を及ぼしています。この困難な課題に対し、本市は「ゼロカーボンシティ」を表明し、脱炭素先行地域としての歩みを進めてまいりました。

このたび改定した「第2次米子市環境基本計画」は、この歩みを確かなものにするための計画です。我々がめざす「住んで楽しいまち よなご」にも、健やかで持続可能な環境維持の観点があります。環境への配慮を単なる制約やコストと捉えるのではなく、未来への投資、そして新たな豊かさを生み出す源泉と捉える視座の転換が必要です。脱炭素や資源循環への取組が、地域経済の活性化や市民生活の質の向上に結びつき、共に高め合う「経済と環境の好循環」を生み出していくことこそが、本市がめざすべき未来の姿であると認識しております。

この計画が描く未来は、行政の力だけで到達できるものではありません。市民の皆様お一人おひとりの日々の選択、事業者の皆様の先進的な取組、そして地域の絆が一つになり、「オール米子」で取り組むことではじめて実現可能になります。自然の恵みに感謝し、環境と調和した営みを積み重ねていくことが、私たちの誇りとなり、このまちで暮らす喜びとなるよう、皆様と共に歩んでまいり所存です。

結びに、本計画の改定に当たり、大局的な見地から貴重なご提言を賜りました米子市環境審議会の委員各位、そして日頃より環境保全活動にご尽力いただいております多くの市民の方々、関係者の皆様に深く敬意と感謝を申し上げますとともに、持続可能な米子市の実現に向け、変わらぬご支援とご協力を心よりお願い申し上げます。

令和8年3月
米子市長 伊木 隆司

目次

第1章 第2次米子市環境基本計画の見直しと計画の概要..	1	(9) 脱炭素社会に向けたロードマップ	43
1-1 見直しの基本的方針	2	4-4 基本目標②「循環型社会」	44
1-2 米子市環境基本計画の概要	3	(1) 現状	44
(1) 米子市環境基本計画策定の目的	3	(2) 基本目標達成における主な指標	46
(2) 米子市環境基本計画の位置付け	3	(3) 基本目標達成に向けての課題	47
(3) 第2次米子市環境基本計画の期間	5	(4) 基本目標達成のための施策の柱	47
(4) 第2次米子市環境基本計画の考え方	6	(5) 施策の柱ごとの個別施策	47
第2章 米子市の現状と課題	11	4-5 基本目標③「自然共生社会」	49
2-1 米子市の情勢	12	(1) 現状	49
(1) 環境情勢	12	(2) 基本目標達成における主な指標	50
(2) 地理的特性	13	(3) 基本目標達成に向けての課題	50
(3) 土地利用状況	13	(4) 基本目標達成のための施策の柱	50
(4) 人口・世帯数	14	(5) 施策の柱ごとの個別施策	51
(5) 産業	15	4-6 基本目標④「安全・安心社会」	53
2-2 米子市の環境に関する市民アンケート調査の結果	16	(1) 現状	53
(1) アンケート調査概要	16	(2) 基本目標達成における主な指標	54
(2) アンケート結果	16	(3) 基本目標達成に向けての課題	55
2-3 米子市の環境課題	18	(4) 基本目標達成のための施策の柱	55
第3章 米子市の目指すべき姿	19	(5) 施策の柱ごとの個別施策	56
3-1 米子市が目指すべき環境像	20	4-7 基本目標⑤「環境保全社会」	58
3-2 第2次米子市環境基本計画における基本目標	22	(1) 現状	58
3-3 基本方針と基本目標との関係	23	(2) 基本目標達成における主な指標	58
3-4 市、市民及び事業者の責務と役割	24	(3) 基本目標達成に向けての課題	59
(1) 市民の役割	24	(4) 基本目標達成のための施策の柱	59
(2) 事業者の役割	24	(5) 施策の柱ごとの個別施策	60
(3) 本市の役割	24	第5章 環境基本計画の推進に向けて	61
第4章 具体的施策の内容	25	5-1 環境基本計画策定の流れ	62
4-1 本計画における基本目標と施策の柱、個別施策	26	5-2 環境基本計画の進行管理	63
4-2 温対法第21条第3項に関する事項	27	5-3 計画の推進体制	64
4-3 基本目標①「脱炭素社会」	28	<巻末資料>	
(1) 米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	28	①環境関連用語集	
(2) CO ₂ 排出量削減に関する情勢	29	②環境年表	
(3) CO ₂ 排出量の現状と削減目標	30	③米子市の環境に関する市民アンケート調査結果	
(4) 基本目標達成における主な指標	35	④環境都市宣言	
(5) 基本目標達成に向けての課題	36	⑤環境関連条例	
(6) 基本目標達成のための施策の柱	38	⑥SDGs目標	
(7) 施策の柱ごとの個別施策	38	⑦計画策定の経緯	
(8) 脱炭素先行地域づくり事業の取組	41		

第1章 第2次米子市環境基本計画の見直しと計画の概要



<中海>

1-1 見直しの基本的方針

1-2 米子市環境基本計画の概要

1-1 見直しの基本的方針

本市では平成23年度(2011年度)に「第1次米子市環境基本計画(平成23年度(2011年度)～令和2年度(2020年度))」を策定し、本市の環境施策を推進してきました。令和2年度(2020年度)に計画期間が終了するに当たり、当時の環境を取り巻く社会情勢や市民の声を反映させた環境施策を引き続き実施し、米子市環境基本条例の理念、目的を達成していくために、「第2次米子市環境基本計画(令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度))」を策定しています。

令和7年度(2025年度)は第2次米子市環境基本計画の策定から5年目に当たり、環境を巡る社会情勢の変化に合わせ、着実に施策を進めるため見直しを行います。この見直しは計画の実効性を高めるものであることから、骨格である「目指すべき環境像」、「基本目標」及び「施策の柱」については、原則変更しないこととし、これまでの施策の進捗状況の検証結果、市民ニーズの変化、並びに関係法令及び社会情勢の変化などを踏まえて、「施策の柱ごとの個別施策」、「主な指標」を見直しました。

これに加えて、本市では温室効果ガスの実質排出ゼロをめざす「ゼロカーボンシティ」を令和3年(2021年)2月に宣言しています。加えて、持続可能で活力ある地域社会と脱炭素社会の実現をめざして、「米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」として位置付けられる「ゼロカーボンシティよなごアクションプラン」を策定しています。この計画は第2次米子市環境基本計画の実行計画として、市域CO₂排出量の削減を行う地球温暖化対策の方向性を示すものであることから、この度の中間見直しにおいて環境基本計画中に内包することとしました。「米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」では、国内外の動向を踏まえ、市民、事業者、行政等の協働をより促進し、市域のさらなる脱炭素の取組を積極的に推進することで「経済と環境の好循環」、「持続可能な社会」の実現を目指しています。



<ダイヤモンド大山>

1-2 米子市環境基本計画の概要

(1) 米子市環境基本計画策定の目的

本市では自然、歴史、文化等地域の特性を生かした環境の保全及び快適な環境を創造し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的に、平成17年(2005年)に米子市環境基本条例を制定しました。本条例において、環境の保全及び創造の基本理念及び基本方針を定めるとともに、これらを具体化し、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画となる「環境基本計画」を定めることとしています。

<米子市環境基本条例>

●環境基本計画(第8条)

⇒市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画を定めなければならない。

(2) 米子市環境基本計画の位置付け

米子市環境基本計画は、国の「第六次環境基本計画」、県の「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」との整合を図りつつ、本市の環境の保全と創造に関する目標及び施策の方向を示したものです。

また、米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。)」第21条第4項に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)であり、米子市環境基本計画の個別計画として基本計画中に内包し、本市の自然的社会的条件に応じて温室効果ガス排出の抑制等を行うための施策を定める個別計画と位置付けます。

これらの計画は、本市の最上位の行政計画である「第2次米子市まちづくりビジョン(第5次米子市総合計画及び第3期米子市地方創生総合戦略)」や、鳥取県の策定した「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」と整合性を図りながら策定します。

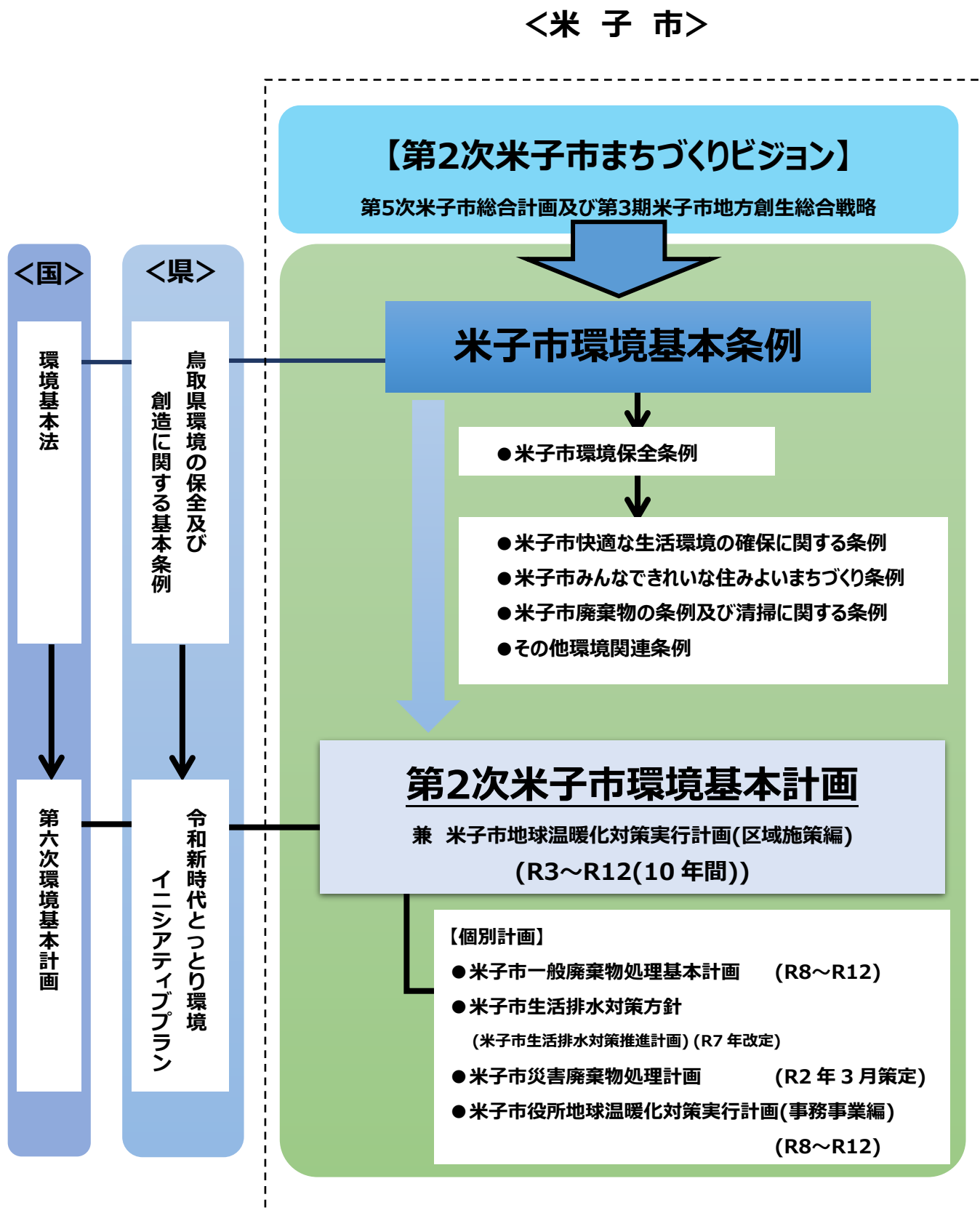


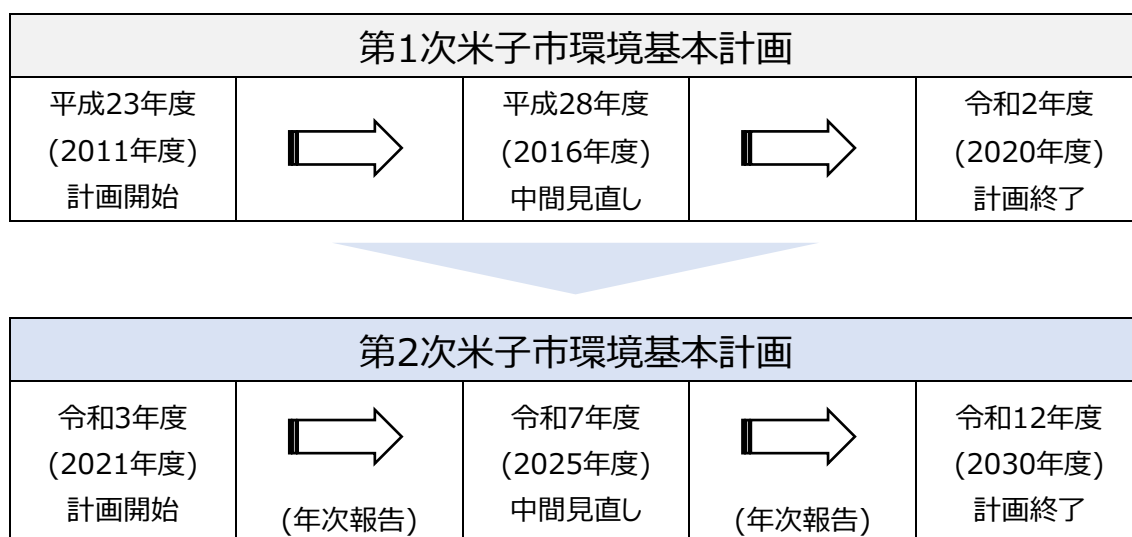
図 1 環境基本計画の位置付け

(3) 第2次米子市環境基本計画の期間

本計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間とします。なお、米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の計画期間も同様とします。

(ア) 計画期間

令和3年度(2021年度) ～ 令和12年度(2030年度)

(イ) 計画の流れ

＜米子市環境基本条例＞

●年次報告(第10条)

⇒市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の基準年度と目標年度

米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)としての計画期間の考え方については、国の「地球温暖化対策計画^{※1}」を踏まえ、国の長期的目標年である令和32年(2050年)を見据え、本計画の基準年度を平成25年度(2013年度)とし、「第2次米子市環境基本計画」と同様に、中間年度を令和7年度(2025年度)、目標年度を令和12年度(2030年度)とします。

平成 25年 2013年	…	令和 元年 2019年	…	令和 3年 2021年	令和 4年 2022年	令和 5年 2023年	…	令和 7年 2025年	…	令和 12年 2030年
基準年度	…	現状年度 ※2	…	…	策定年度					目標年度

※1 令和3年(2021年)10月22日に閣議決定された地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画。

※2 現状年度とは、排出量を推計可能な直近の年度を指します。ここでは、米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定当時の考え方に基づき令和元年度を「現状年度」と表記しています。

(4) 第2次米子市環境基本計画の考え方

(ア) 社会情勢の動向

(i) 国際的な動向

近年の国際的な環境対策として、平成27年(2015年)の国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、SDGs(持続可能な開発目標)が提示されました。同年のCOP21では「パリ協定」が成立し、産業革命前と比べて平均気温上昇を2℃未満、可能であれば1.5℃以内に抑えるという国際的な目標が設定されました。また、すべての国が排出削減目標(NDC)を5年ごとに更新する仕組みも導入されました。

平成30年(2018年)にはIPCCが「1.5℃特別報告書」を発表し、令和32年(2050年)頃までにCO₂排出を実質ゼロにする必要性を示しました。これを受け、各国でカーボンニュートラルの目標設定が進みました。令和2年(2020年)以降はコロナ禍により排出量が一時的に減少しましたが、持続可能な対策の重要性が再認識されました。令和3年(2021年)のCOP26では「グラスゴー気候合意」が採択され、令和12年(2030年)に向けた温暖化対策の加速が強調されました。

近年では食品ロス、海洋プラスチックごみ、生物多様性の保全など、気候変動に限らない地球規模の環境課題に対しても、国際社会による多様な取組が活発化しています。これらの動向は、環境問題が多面的かつ緊急性を要する課題であることを物語っており、国際的な連携と行動の重要性が一層高まっています。

(ii) 国の動向

我が国ではパリ協定を受け、平成28年(2016年)に「地球温暖化対策計画」、平成30年(2018年)に「第五次環境基本計画」が閣議決定されました。令和2年(2020年)には菅 義偉 元内閣総理大臣が「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、これを反映して温暖化対策推進法が改正され、脱炭素社会を基本理念とし、地方自治体にも積極的な行動が求められるようになりました。

令和3年(2021年)には「地域脱炭素ロードマップ」が策定され、令和12年度(2030年度)までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」をつくること、また太陽光発電や省エネ住宅などに関する重点対策を全国で推進することが示されました。同年には地温暖化対策計画が5年ぶりに改定され、令和12年度(2030年度)までに温室効果ガスを平成25年度(2013年度)比で46%削減、さらに50%に向けて挑戦するという目標が新たに示されました。

こうした動きを背景に、令和4年(2022年)から「脱炭素先行地域」の募集が始まり、ゼロカーボンシティを宣言する自治体は1196にまで拡大(令和7年(2025年)12月26日現在)しました。さらに令和6年(2024年)には「第六次環境基本計画」が決定され、気候変動など地球規模の環境危機に対応し、「循環共生型社会」の実現を目指す方針が打ち出されています。

(iii) 県の動向

鳥取県においては、環境分野におけるSDGsの達成に向けて、5つの柱(1:循環型社会の構築、2:脱炭素社会の実現、3:自然・生物との共生、4:生活環境の保全、5:環境活動の協働)で構成された「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を令和2年(2020年)3月に策定し、持続可能な社会の創造を目指しています。また、令和4年(2022年)1月には、鳥取県気候非常事態を宣言し、気候問題に関する危機感をあらわにしています。同年3月には「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を改訂し、温室効果ガス削減目標を引き上げ、さらに取組を進めることとしています。

(イ) SDGsに関する考え方

SDGs(エスディーゼーズ)(Sustainable Development Goals)は、平成27年(2015年)の国連サミットにおいて採択された国際社会全体の共通目標です。日本では、平成28年(2016年)にSDGs実施指針が策定され、自治体においても、各種計画、戦略の策定等に当たってSDGsの要素を最大限反映することを奨励するとともに、関係団体等との連携強化などにより、SDGsの達成に向けた取組を推進していくことが求められています。

本計画では、計画中で定める5つの基本目標とSDGsの目標との関連を明確にし、本計画の着実な実施により、SDGsの目標達成に取り組みます。



図 2 SDGs

出典)国連広報センター

(ウ) 地域脱炭素化促進事業について

令和3年(2021年)6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号。以下「改正地球温暖化対策推進法」という。)第21条第5項において、市町村は、地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定する場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとされています。

地域脱炭素化促進事業については、市域のゾーニングを行い、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)の設定、地域脱炭素化促進事業の目標等の計画について、有識者を含めた関係機関における協議会において策定する必要があること、促進区域の設定は、個別の再エネ事業の実施に先立ち、区域全体の再エネの導入目標等を踏まえながら、まちづくりの一環として区域全体を見渡し、どのようなエリアに再エネが導入されていくことが望ましいか、地域の自然的社会的条件を考慮した上で、土地利用、インフラのあり方も含め、長期的に望ましい姿を考えることが重要です。

このような点を踏まえ、米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)としては計画中における促進区域の設定は行わず、推進体制を含め、今後検討していくこととします。

(エ) 気候変動への適応について

地球温暖化対策には、その原因物質である温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する「適応」の二本柱があります。平成30年(2018年)には、気候変動適応法が制定され、地方公共団体はその地域における自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動に関する施策を推進するよう努めることとされました。

近年、気候変動の影響によって、これまで体験したことのないような豪雨、台風等による自然災害や熱中症などが全国的に発生し、観測記録を更新するような異常気象が私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。こうした異常気象がさらに頻繁に発生したり、深刻化したりすることが懸念されており、悪影響を最小限に抑える「適応」が不可欠となっています。

地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」だけでなく、既に起こっている気候変動の影響に対して、被害を回避・軽減していく「適応策」も、車の両輪の関係として、社会全体で取り組んでいく必要があります。また、気候変動の影響は地理的条件などの地域特性によって大きく異なるため、気候変動への適応については、地域の特性を十分に踏まえた上で取組を進めていきます。

緩和とは？


原因を少なく

2つの

気候変動対策

適応とは？


影響に備える



緩和策の例




節電・省エネ




エコカーの普及




温室効果ガスを減らす



再生可能エネルギーの活用




エコカーの普及



森林を増やす

適応策の例




感染症予防のため
虫刺されに注意




熱中症予防



水利用の工夫



災害に備える



高温でも育つ農作物の
品種開発や栽培

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

図 3 緩和策と適応策

出典)気候変動適応情報プラットフォーム



<がいな祭りと万灯>

第2章 米子市の現状と課題



<米子城址>

2-1 米子市の情勢

2-2 米子市の環境に関する市民アンケート調査の結果

2-3 米子市の環境課題

2-1 米子市の情勢

(1) 環境情勢

米子市では、平成17年(2005年)に「米子市環境基本条例」を制定し、市民・事業者・行政の連携により、健康で文化的な生活を守り、良好な環境を将来世代に引き継ぐことを目指しています。また、「米子市快適な生活環境の確保に関する条例」(平成17年(2005年))により落書きや放置自動車対策を進め、「米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例」(平成19年(2007年))では、空き缶の投棄や犬のふんの放置防止に取り組んでいます。これに基づき、加茂川河口(平成21年(2009年))、上淀廃寺跡周辺(平成24年(2012年))、米子水鳥公園周辺(平成26年(2014年))を環境美化推進区域に指定しました。

平成18年(2006年)には「米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を改正し、平成19年(2007年)からごみ処理の有料化を導入しました。平成23年(2011年)には「第1次米子市環境基本計画」(平成23年度(2011年度)～令和2年度(2020年度))を策定し、平成28年(2016年)に中間見直しを行いました。第1次計画を受け、令和3年度(2021年度)からは第2次米子市環境基本計画の策定に至ります。

また、地球温暖化対策として、平成28年(2016年)に「米子市役所地球温暖化対策実行計画」(平成28年度(2016年度)～令和2年度(2020年度))を策定し、令和3年(2021年)には第2次計画(令和3年度(2021年度)～令和4年度(2022年度))を策定。さらに、令和3年(2021年)の法改正と国の計画改定を受け、令和5年(2023年)には「米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(令和5年度(2023年度)～令和12年度(2030年度))を策定し、温室効果ガス排出削減目標を新たに設定しました。同年には「第3次米子市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(令和5年度(2023年度)～令和7年度(2025年度))も策定され、令和8年度(2026年度)からは第4次計画の実施が予定されています。

また、令和4年度(2022年度)には環境省により第1回「脱炭素先行地域」に選定され、市の公共施設等で使用する電力の相当量を再生可能エネルギーで賄う計画が進められています。

(2) 地理的特性

鳥取県西端に位置し、島根県に隣接する米子市は、山陰のほぼ中央に当たる要衝です。市制施行は、昭和2年(1927年)であり、平成17年(2005年)3月31日には隣接する「淀江町」との対等合併により現在の新「米子市」が誕生しました。

南東に中国地方最高峰の大山(だいせん)、北に日本海、西にコハクチョウ渡来南限地でラムサール条約登録の汽水湖としては日本で2番目の大きさの中海(なかうみ)があり、市内には皆生温泉を有するなど豊かな自然環境に恵まれた街です。

また、道路、鉄道、空港などの利便性も高く、古くから地域の交通結節点として、人の行き来が盛んな「山陰の商都」として栄えてきました。また、鳥取大学医学部附属病院をはじめ医療機関が充実しており、高齢者にも子育て世帯にもやさしい環境となっています。



● 位置

米子市加茂町一丁目1番地

東経：133度20分

北緯：35度25分

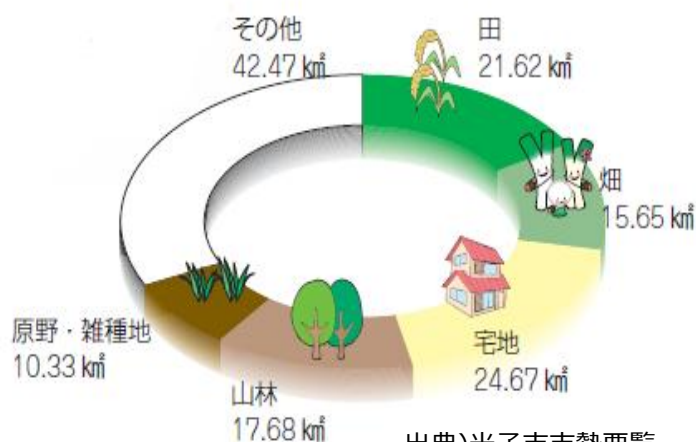
出典)米子市市勢要覧

図 4 米子市の位置

(3) 土地利用状況

● 面積

総面積	132.42km ²
田	21.62km ²
畑	15.65km ²
宅地	24.67km ²
山林	17.68km ²
原野・雑種地	10.33km ²
その他	42.47km ²



出典)米子市市勢要覧

図 5 米子市の土地利用状況

(4) 人口・世帯数

人口、世帯数ともに減少傾向にあり、令和2年(2020年)には 147,317人、62,134世帯となっています。世帯数の減少率に比べて人口の減少率の方が大きいため、世帯当たりの人口も減少傾向にあり、令和2年(2020年)には2.37人となっています。

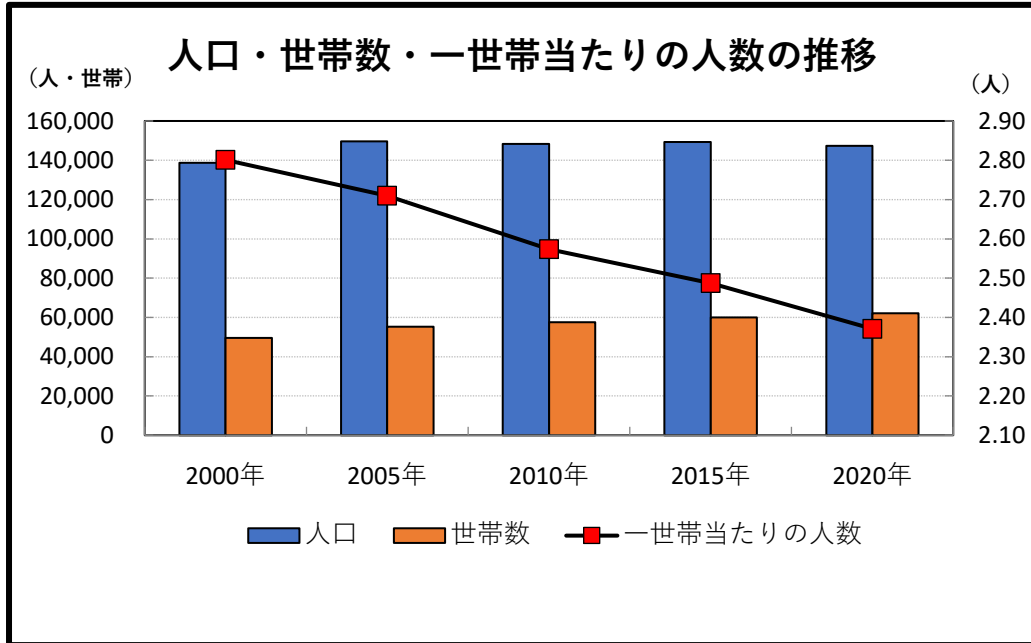


図 6 米子市の人口・世帯数推移

出典)国勢調査



<米子市鳥瞰>

(5) 産業

米子市の令和2年(2020年)産業分類別就業者数では、第三次産業(サービス業)は全体の74.2%を占めており、特に卸売業、小売業の就業者数は全体の16.0%を占めます。

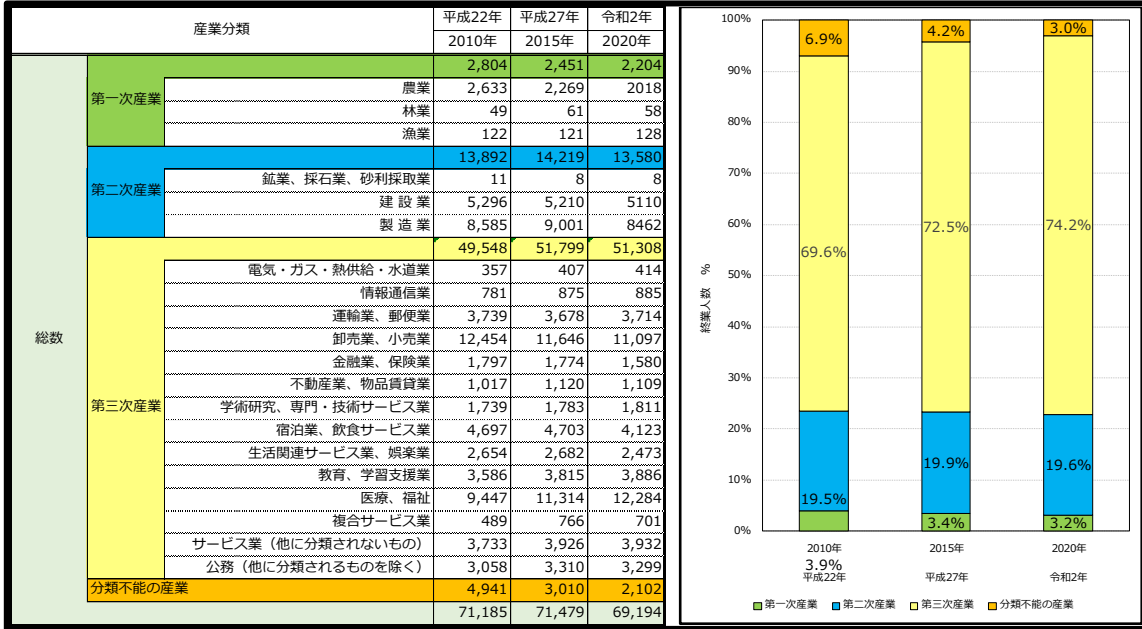


図 7 米子市の産業部位別就業者数

出典)国勢調査

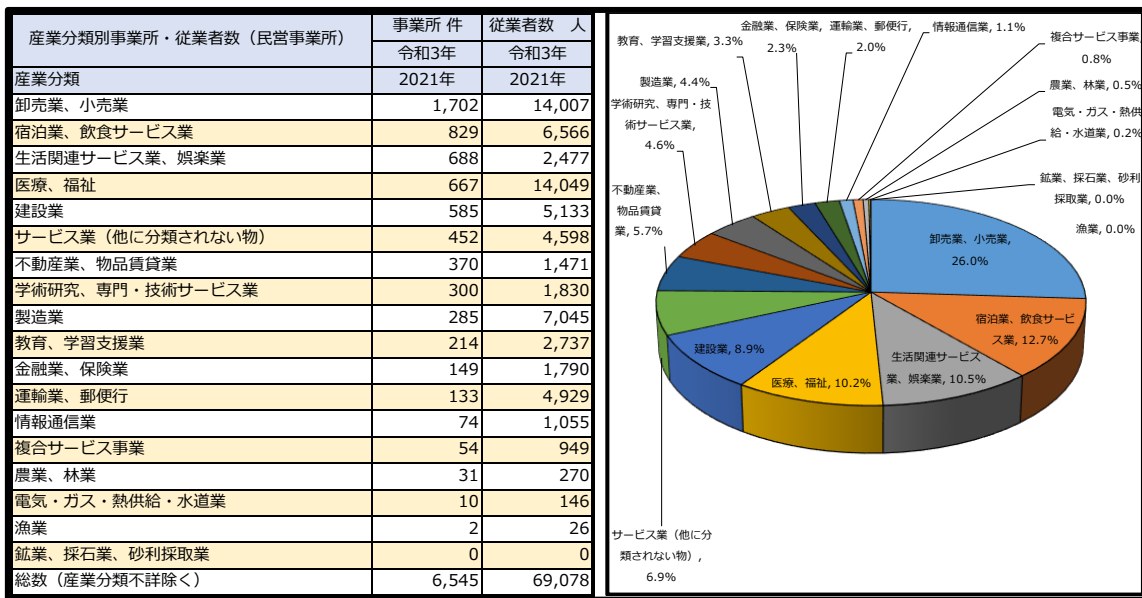


図 8 米子市の産業分類別事業所・従業員数

出典)経済センサス

2-2 米子市の環境に関する市民アンケート調査の結果

○本計画の策定に当たり、環境に対する市民意識や家庭における再エネ・省エネの取組状況等の変化を把握することを目的に市民アンケートを実施しました。

(1) アンケート調査概要

アンケートの実施概要は以下のとおりです。アンケートは市民と事業所に分けて実施しました。

	市民編	事業所編
調査期間	令和6年(2024年)12月1日～12月20日	
調査対象	米子市内居住の18歳以上の方 から無作為に抽出	米子市内の企業から無作為に抽出
配布・回収方法	郵送による配布・回収	
配布数	3,000人	500社
回収数(回収率)	1,076人(35.9%)	142社(28.4%)

(2) アンケート結果

アンケート結果の主な内容は、以下のとおりです。地球温暖化のような世界規模の問題から、ごみ捨てマナーのように私達の生活の身近な問題に至るものまで、広範囲に渡る様々な事柄に関心が示されていることが分かりました。

住環境と市民の満足度

市民の多くは、米子市に対して「住みやすい」または「やや住みやすい」と感じており、住みやすさに対する評価は高い。周辺環境に関しても、大多数が満足しており、特に「空気のきれいさ」を重要視する傾向が強い。

将来世代への環境遺産として「空気のきれいさ」の保持が挙げられている。課題としては、家庭や公共空間における「ごみ出しやポイ捨て」のマナー改善を求める声が多い。

市民の環境活動への参加意欲と実際の参加状況

市民の約6割が環境保全活動に積極的に参加したい意欲を持っているが、参加率としては4割程度の参加にとどまっているという結果が出ている。参加意欲が高いほど参加率も高くなるため、参加意欲の階層別に参加を促進するための啓発活動や、参加しやすい活動内容の提示の検討が必要。例えば、健康上の理由で参加が難しい層も一定数存在し、体に負担をかけずに貢献できる活動の提案等が考えられる。

<p>脱炭素化と気候変動への関心</p> <p>市民の約9割が「脱炭素化」という言葉を認知している一方で、過去5年間における脱炭素化に対する意識には一定の変化が見られる。調査結果からは、「生活の安定」と「脱炭素化の取組に対する姿勢」のバランスが以前と比べて変化がみられる。</p> <p>また、一部の若年層(30代を中心とする層)においては、脱炭素化に関する取組への関心の度合いに特徴があり、情報発信や理解促進の取組が必要と考える。</p>
<p>再エネ・省エネの普及状況</p> <p>LED照明や断熱住宅、太陽光発電などの再エネ・省エネ設備は、この5年間で普及が進んでいるものの、太陽光発電や蓄電池の導入率そのものは高くはない。鳥取スタイルPPA※のPRなど、これらの設備普及を促進するための周知活動がさらに求められる。</p>
<p>事業者や行政に対する期待</p> <p>事業者に対しては、公害対策や廃棄物の適正処理に加え、環境に配慮した製品の開発が求められている。より現実的な環境保全活動への期待が高まっている。行政に対しては、自然環境の保全や包括的なアプローチを求める声がかかってくる</p>
<p>自由記述欄概要</p> <p>市民は脱炭素社会の実現や再生可能エネルギー導入に関心がある一方で、例えば太陽光発電の設置に対する慎重な意見や、環境影響への懸念の声がある。循環型社会に向けてはごみ減量やプラスチック削減を求める声が高く、不法投棄への対策強化も要望されている。さらに、自然環境や生物多様性の保護が重要視され、農地保護や樹木伐採への声もあった。生活環境の向上に関しては、公園整備や水道水の安全性確保、交通インフラや空き家対策が求められており、環境保全活動の一環として青少年教育や市民の意識向上が重要視されている。また、環境の視点を離れた米子市の発展に向けては公共交通機関や道路整備、住みやすい環境づくりが求められ、行政への情報共有や透明性向上、様々な補助金創設の要望も多い。</p>

※PPA (Power Purchase Agreement:電力販売契約)

太陽光発電設備を所有し、管理する会社(=PPA事業者)が、工場や店舗、学校などの施設所有者の屋根や敷地に太陽光発電システムを設置し、そこで発電した電気を施設の利用者に販売する仕組みのことです。

施設側は、自分で太陽光発電設備を購入・設置する必要がなく、初期費用ゼロで再生可能エネルギーを利用できるというメリットがあります。一方、PPA事業者は、発電した電力の販売によって収益を得ることができます。また、契約期間中はPPA事業者が設備の保守・点検・管理を行うため、利用者の手間もほとんどかかりません。

契約期間終了後には、設備を撤去するか、利用者は無償提供されるケースもあります。

2-3 米子市の環境課題

市民アンケートの結果を考察すると、環境問題への関心がこの5年間で変化していることがうかがえますが、日頃から熱心に取り組まれている方も多く、その努力や姿勢は地域の大きな財産であるといえます。アンケート結果からは、地球規模の地球温暖化や気候変動に関するテーマから、空き家・土地の適正管理や、ゴミ出し、ポイ捨てのマナーについての改善要望まで、市民の環境意識は多種多様で広範囲に及んでいます。

[私たちを取り巻く環境課題]

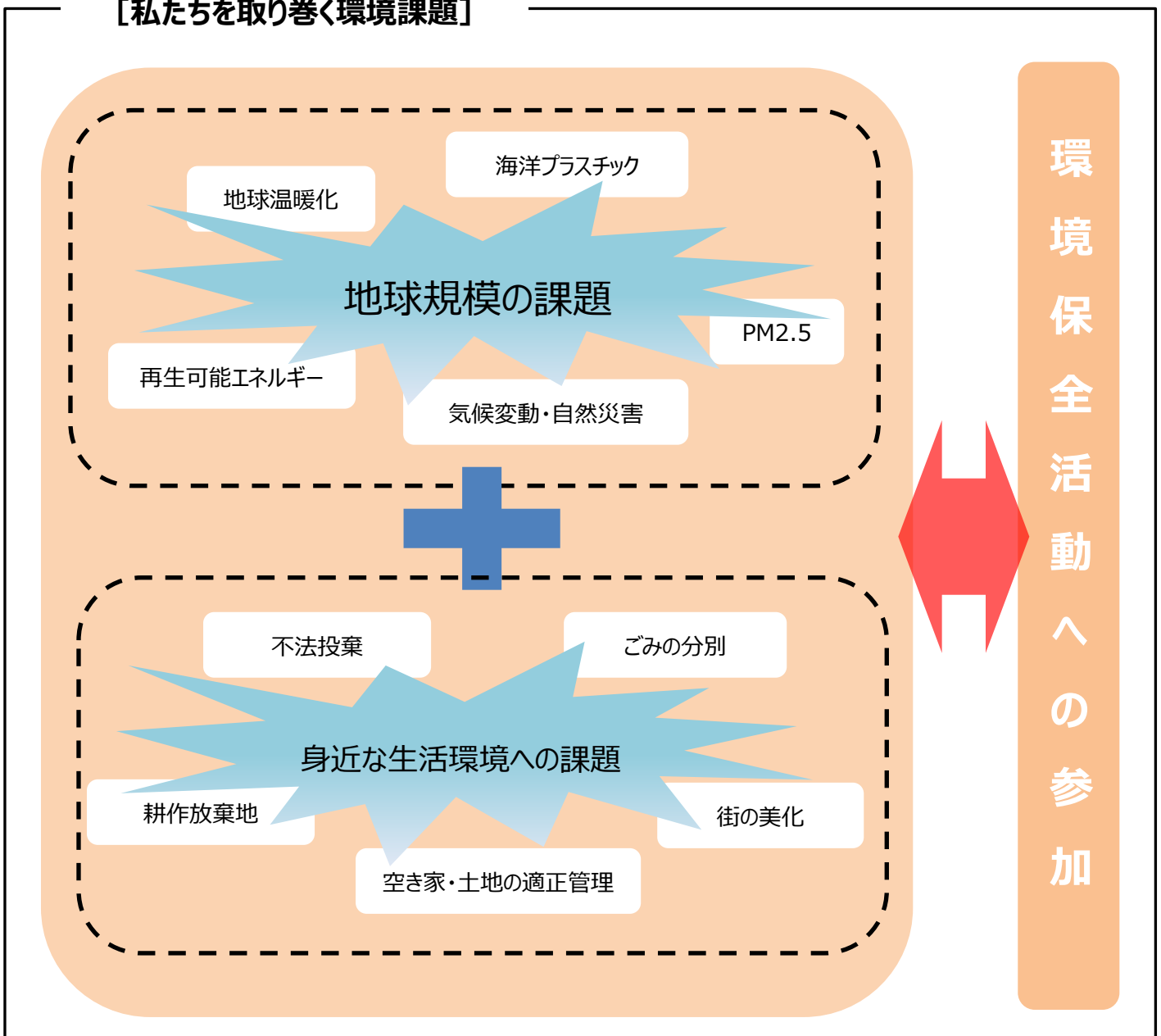


図 9 私たちを取り巻く環境課題

第3章 米子市の目指すべき姿



<白砂青松の弓ヶ浜サイクリングコース>

3-1 米子市が目指すべき環境像

3-2 第2次米子市環境基本計画における基本目標

3-3 基本方針と基本目標との関係

3-4 市、市民及び事業者の責務と役割

3-1 米子市が目指すべき環境像

自然の恵みに感謝し、ともに歩みつつけるまち

～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

本市は、碧く輝く日本海を望み、秀峰大山を仰ぐ恵まれた環境を享受しながら、弓ヶ浜半島の基部に広がる中海圏域の中核都市として発展してきました。また、一級河川日野川やラムサル条約湿地として登録された中海と、そこに生息する多様な野生動植物など、豊かで素晴らしい水辺環境を有しています。これらの豊かな自然の恵みをはじめとする地域の環境は、先人から受け継いだかけがえのない市民の財産であり、私たちが健康で文化的な生活を営むために欠くことのできないものです。しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型における社会経済活動の拡大や、資源浪費型の生活形態は、私たちの生活の利便性を高める一方で、環境への負荷を急速に増加させ、身近な地域の自然環境や生活環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境にまで大きな影響を及ぼしていきます。

本市では、環境基本条例の制定(平成17年(2005年)3月)により、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、更には、環境都市宣言(平成18年(2006年)3月)により、循環型社会を形成するために、住民、企業及び自治体が一体となり、環境先進都市を目指しています。

第1次計画では、本市の目指す環境像を「自然の恵みに感謝し、ともに歩みつつけるまち～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～」とし、本市の特色であり、宝でもある豊かな自然を守り、将来の世代を担う子どもたちや未来の米子市民に、より良い環境を引き継いでいくことを目指しました。次の世代に、この素晴らしい環境を引き継いでいくことが、環境基本条例及び環境都市宣言の目的を達成することに繋がることから、第2次米子市環境基本計画においても、引き続き、上記環境像を掲げることとします。

なお、第2次米子市環境基本計画では、国や県の環境基本計画においても言及されている「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に取り組むこと、また、本市の上位計画となる「米子市まちづくりビジョン」の将来像である“住んで楽しいまちよなご”を環境面から支援していきます。

<米子市が目指す方向と環境基本計画>

「第2次米子市まちづくりビジョン」
“住んで楽しいまち よなご”

環境面からの支援

自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち

～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

第2次米子市環境基本計画(米子市環境基本条例:第8条)

兼 **米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)**

【環境施策(米子市環境基本条例:第4条)**】**

⇒環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策

● **基本理念**(米子市環境基本条例:第3条)

・市、市民及び事業者が協働し、自然との共生や潤いのあるまちづくりを行い、持続的発展が可能な社会を目指し、地球環境を保全していく。



● **基本方針**(米子市環境基本条例:第7条)

- ①市民の健康の保護、快適な生活環境の確保
- ②人と自然とのふれあい、生態系に配慮した自然環境の保全
- ③地域の特性を生かした景観の形成、自然・文化・産業等の調和の取れた快適な環境の創造
- ④資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物減量の推進
- ⑤地球環境保全に資する取組の推進

3-2 第2次米子市環境基本計画における基本目標

米子市の目指す環境像である“自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち”を実現するために、第2次米子市環境基本計画に5つの基本目標※1を設定します。

「第2次米子市環境基本計画」 “自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち”	①「脱炭素社会」※2	気候変動に伴う自然災害等の危機感を共有し、本市の素晴らしい自然環境を次の世代へつなげるため、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする社会を目指します。
	②「循環型社会」	4R(Refuse:断る、Reduce:減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する)の推進や食品ロスの削減等を行い、持続可能な消費と生産の社会を目指します。
	③「自然共生社会」	本市の豊かな自然・生態系を保全することにより、多種多様な野生動植物の生息環境を保全すると共に、自然環境が有する機能を保持し災害を防ぐことのできる、緑あふれる社会を目指します。
	④「安全・安心社会」	公害の防止等を図ることによる生活環境の保全や、街の美化に取り組むことによる美しいまちづくりを進め、安全で安心して暮らせる社会を目指します。
	⑤「環境保全社会」	環境学習や環境保全活動を推進することにより、個々人の環境に対する意識を向上することのできる社会を目指します。

※1 この5つの基本目標は、国(第六次環境基本計画)や県(令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン)の環境基本計画を踏まえた上で、米子市環境基本条例で定める基本理念(第3条)及び基本方針(第7条)に基づき定めています。

※2 中間見直しにおいて、国が令和2年(2020年)10月に「2050年カーボンニュートラル宣言」を表明したことを受け、本市においても令和3年(2021年)2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明したことから、基本目標①の「低炭素社会」を「脱炭素社会」に変更することとし、令和32年(2050年)までにCO₂の排出量実質ゼロを目指します。

3-3 基本方針と基本目標との関係

米子市環境基本条例第7条で規定する環境施策の5つの基本方針と本計画で定める5つの目標との関係は以下のとおりです。

環境基本条例	環境基本計画				
	5つの目標				
環境施策の5つの基本方針	① 脱炭素社会	② 循環型社会	③ 自然共生社会	④ 安全・安心社会	⑤ 環境保全社会
(1)市民の健康の保護及び快適な生活環境の確保	☆			☆	☆
(2)人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全			☆		☆
(3)地域の特性を生かした景観の形成その他自然、文化、産業等の調和の取れた快適な環境の創造			☆	☆	☆
(4)資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進	☆	☆			☆
(5)地球環境保全に資する取組の推進	☆				☆

<米子市環境基本条例> 環境施策の基本方針 第7条

⇒市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、基本方針に基づき、施策相互の連携を図るとともに、これを総合的かつ計画的に推進する。

3-4 市、市民及び事業者の責務と役割

第2次米子市環境基本計画における各施策を計画的かつ効果的に推進するためには、市民(個人・NPO法人・市民活動団体等)、事業者、市それぞれにおける自発的な行動と、連携・協力が必要となります。各主体には以下のような役割が求められます。

(1) 市民の役割

市民は、米子市の環境について理解を深めるとともに、日常生活の様々な場面において、環境に配慮した行動をします。また、行政や地域社会等の実施する環境保全活動へ積極的に参加します。

(2) 事業者の役割

事業者は、事業活動において、環境に配慮した行動を実践するとともに、事業活動によって発生する環境負荷の低減を図ります。また、従業員への環境教育を推進します。

(3) 本市の役割

本市は、環境問題対策を推進していくために、市民・事業者と協働した取組を行います。また、市有施設の省エネや再エネ導入などの環境負荷の低減に率先して取り組みます。

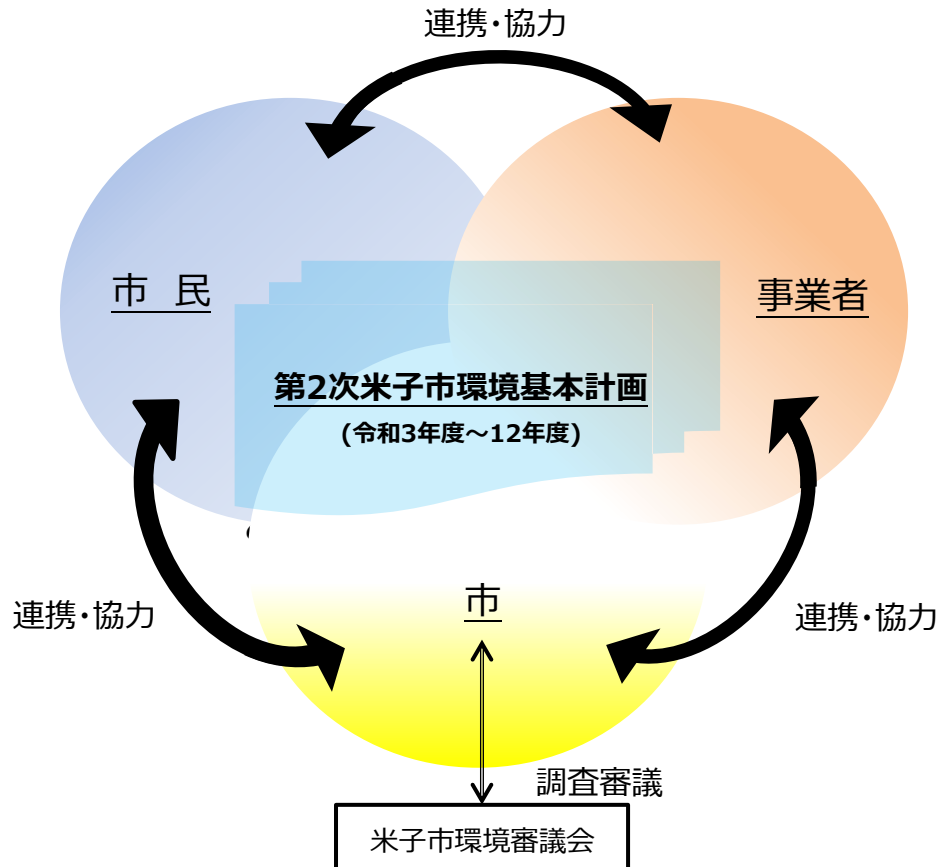


図 10 各主体の責務と役割

第4章 具体的施策の内容



<旧日野橋と大山>

4-1 本計画における基本目標と施策の柱、個別施策

4-2 温対法第21条第3項に関する事項

4-3 基本目標①「脱炭素社会」

4-4 基本目標②「循環型社会」

4-5 基本目標③「自然共生社会」

4-6 基本目標④「安全・安心社会」

4-7 基本目標⑤「環境保全社会」

4-1 本計画における基本目標と施策の柱、個別施策

本計画では、5つの基本目標達成のために12の施策の柱を設定します。これらは市民・事業者アンケート等を参考に、本市に必要な施策を整理したものです。さらに各柱に基づき個別施策を設定し、目標達成を図ります。個別施策は重点施策とその他施策に分類し、その位置づけを明確にします。

なお、一つの施策が複数の柱に関連する場合もあります。

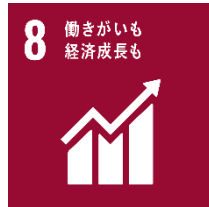
「第2次米子市環境基本計画」 “自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち”	①「脱炭素社会」
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <small>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</small> </div> <div style="text-align: center;">  <small>8 働きがいも 経済成長も</small> </div> <div style="text-align: center;">  <small>9 産業と雇用革新の 未来をつくる</small> </div> <div style="text-align: center;">  <small>13 気候変動に 具体的な対策を</small> </div> </div> <p>①-1 省エネルギー化の推進 ①-2 再生可能エネルギーの導入推進 ①-3 気候変動適応策の推進</p>
	②「循環型社会」
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <small>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</small> </div> <div style="text-align: center;">  <small>11 住み続けられる まちづくりを</small> </div> <div style="text-align: center;">  <small>12 つくもの責任 つなぐこと</small> </div> </div> <p>②-1 4Rの推進 ②-2 食品ロスの削減 ②-3 廃棄物の適正処理</p>
	③「自然共生社会」
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <small>14 海の豊かさ を守ろう</small> </div> <div style="text-align: center;">  <small>15 陸の豊かさも 守ろう</small> </div> </div> <p>③-1 森林・農地・湿地・海の適切な利用 ③-2 生態系の保全</p>	
④「安全・安心社会」	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <small>3 質の高い教育を みんなに</small> </div> <div style="text-align: center;">  <small>6 安全な水とトイレ を世界中に</small> </div> <div style="text-align: center;">  <small>11 住み続けられる まちづくりを</small> </div> </div> <p>④-1 生活環境の保全 ④-2 美しいまちづくりの推進</p>	
⑤「環境保全社会」	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <small>4 質の高い教育を みんなに</small> </div> <div style="text-align: center;">  <small>17 パートナーシップで 世界を良くしよう</small> </div> </div> <p>⑤-1 環境学習の推進 ⑤-2 環境活動の協働</p>	

4-2 温対法第21条第3項に関する事項

地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」という。)では、自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として掲げるべき第1号から第4号までの内容について、本計画との関係を次のように定めています。

地球温暖化対策推進法		基本目標	基本の柱
第1号	太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項	①「脱炭素社会」	①-2 再生可能エネルギーの導入促進
第2号	その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項	①「脱炭素社会」	①-1 省エネルギー化の推進
			①-3 気候変動適応策の推進
第3号	都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項	③「自然共生社会」	③-1 森林・農地・湿地・海の適切な利用
			③-2 生態系の保全
		④「安全・安心社会」	④-1 生活環境の保全 ④-2 美しいまちづくりの推進
第4号	その区域内における廃棄物等の発生の抑制の促進その他の循環型社会の形成に関する事項	⑤「環境保全社会」	⑤-1 環境学習の推進
			⑤-2 環境活動の協働
第4号	その区域内における廃棄物等の発生の抑制の促進その他の循環型社会の形成に関する事項	②「循環型社会」	②-1 4Rの推進
			②-2 食品ロスの削減
			②-3 廃棄物の適性処理
第5号	前各号に規定する施策の実施に関する目標	各目標における指標値	

4-3 基本目標①「脱炭素社会」



気候変動に伴う自然災害等の危機感を共有し、本市の素晴らしい自然環境を次の世代へつなげるため、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする社会を目指します。

(1) 米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

(ア) 環境基本計画における地球温暖化対策実行計画(区域施策編)としての位置づけ

本市では脱炭素に関わる目標について述べている本章を、米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の中核部分としても位置付けます。これらの施策を推進することで米子市域のCO₂排出量を削減し、脱炭素社会の実現に向けた施策を推進していきます。

(イ) 他の基本目標との関係

なお、米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)としては、本章のみにとどまらず、第2次米子市環境基本計画中の他の基本目標とも密接に関係しており、相互に補完しながら環境に関する目標を推進していきます。

(ウ) 削減対象とする温室効果ガス

米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)では、地球温暖化対策推進法第2条第3項に定められている7種類の温室効果ガスのうち、日本ではCO₂が全体の9割以上を占めること、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化の推進等により、市民や事業者の取組によって削減が可能であることから、CO₂のみを対象とします。

温室効果ガスの種類		主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用

(1) 対象範囲

米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)では、市域全体を対象とし、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門及び廃棄物部門ごとにCO₂の排出量を環境省の提供する「自治体排出量カルテ」により把握します。

部 門	対 象
産 業 部 門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設等におけるエネルギー消費に伴う排出
家 庭 部 門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出 (自家用自動車からの排出は運輸部門で計上)
運 輸 部 門	自動車、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出
廃 棄 物 部 門	一般廃棄物の焼却に伴う排出

(2) CO₂排出量削減に関する情勢

平成27年(2015年)に開催されたCOP21において、令和2年(2020年)以降の国際的枠組みである「パリ協定」が合意されました。これにより、世界の平均気温上昇を産業革命以前より2℃より低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることや、21世紀後半に温室効果ガス排出と吸収の均衡をとることが目標として掲げられました。

国はこれを受け、平成28年(2016年)に「地球温暖化対策計画」を策定し、令和2年(2020年)には「2050年カーボンニュートラル」が宣言されました。令和3年(2021年)には令和12年度(2030年度)までに温室効果ガスを平成25年度(2013年度)比で46%削減、さらに50%を目指す新たな計画が策定されました。

鳥取県でも、令和2年(2020年)に「2050年CO₂排出実質ゼロ」を表明し、脱炭素化に取り組んでいます。平成31年/令和元年(2019年)には「再エネ100宣言 RE Action」アンバサダーにも就任し、企業や団体の支援も行っています。

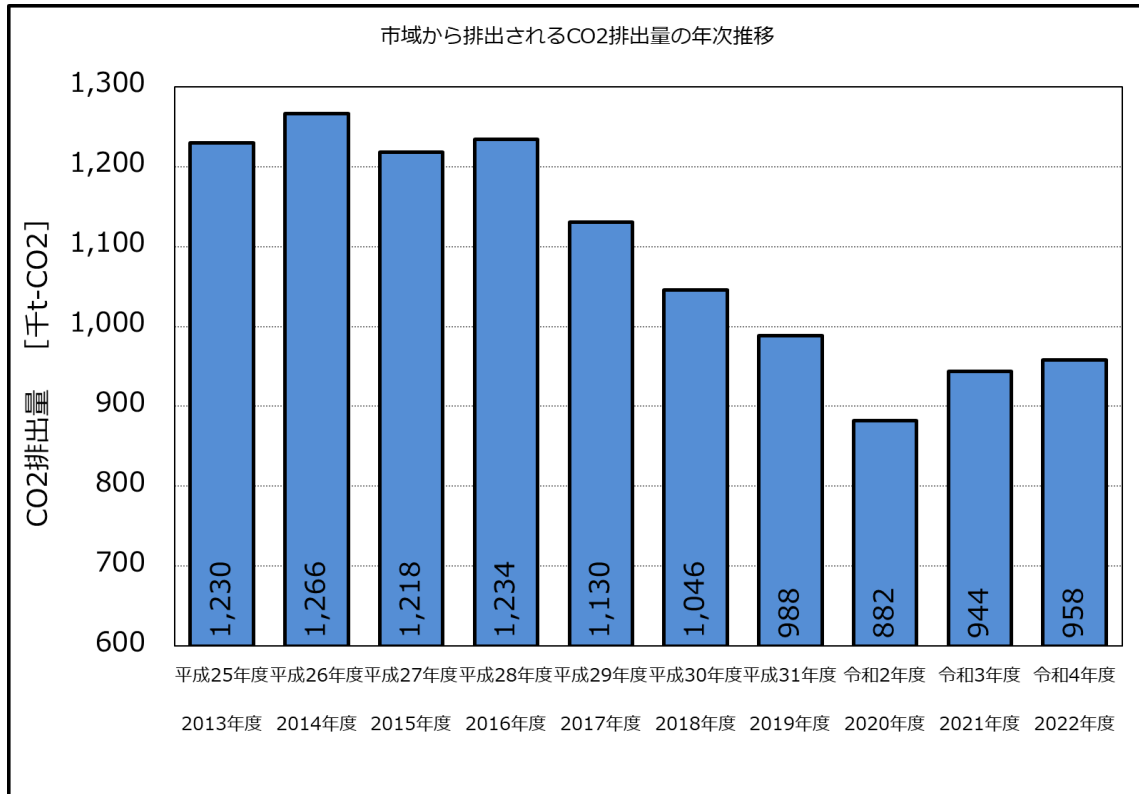
本市では、平成23年(2011年)の「第1次米子市環境基本計画」でCO₂削減目標を掲げ、再エネ導入や省エネ啓発に取り組んできました。市域のCO₂排出量は、平成28年度(2016年度)以降減少傾向にあり、コロナ禍による一時的減少を除いても全体として減少しています。

地球温暖化対策としては、平成28年(2016年)に「米子市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、令和3年(2021年)に第2次改定、令和5年(2023年)の第3次改定を経て、令和8年度(2026年度)からは第4次計画を施行予定です。令和5年(2023年)には、「米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」も策定し、地域全体の温室効果ガス削減方針を明示しました。

また、国は温室効果ガスの排出削減(緩和)と同時に、影響を回避・軽減する適応策も重視しており、平成30年(2018年)には気候変動適応法が公布されました。分野ごとの適応策が国の計画に盛り込まれています。さらに、令和2年(2020年)版の環境白書では、気候変動の深刻化を受けて「気候危機」

という表現が初めて使われました。

令和4年(2022年)には、米子市が環境省により第1回「脱炭素先行地域」に選定され、令和5年(2023年)には地域の脱炭素施策の方向性を示す「米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、取組をさらに加速させています。



出典)環境省 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定支援サイト

図 11 市域から排出される CO₂排出量の年次推移

(3) CO₂排出量の現状と削減目標

二酸化炭素排出量目標については、米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)制定当時の考え方に基づき、平成31年度/令和元年度(2019年度)を現状年として将来の排出目標を定めています。

※CO₂排出量の出典元の一つである「自治体排出量カルテ」は、都道府県別エネルギー消費統計、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に基づく事業所排出量、固定価格買取制度等の公表データを基に作成しております。これらのデータは、過去に遡って修正が入り、過年度に公開していたカルテは非公表となるため、最新の「自治体排出量カルテ」の値と本計画の値が異なる場合があります。

(ア) CO₂排出量の推移

米子市のCO₂の排出量は、基準年度である平成25年度(2013年度)の1,230千t-CO₂から減少傾向にあり、平成31年度/令和元年度(2019年度)のCO₂排出量は988千t-CO₂となり、平成25年度(2013年度)比で19.7%減少となっています(図 11)。

平成31年度/令和元年度(2019年度)の部門別の排出構成を見ると、民生部門(業務その他部門と家庭部門の和)が53%と市域のCO₂排出量の半分以上を占めており、次いで運輸部門が27%、産業部門が18%、廃棄物部門が2%となっています(図 13)。

市域全体のCO₂排出量の98%以上を占める主要3部門(産業部門、民生部門、運輸部門)の増減状況を見ると、平成25年度(2013年度)から各年で減少傾向にあります。減少の要因としては、各部門における省エネが進んでいることに加えて、電気の排出係数が低減していることも影響しているものと考えられます。

使用電力における CO₂ 排出係数

使用電力における CO₂ 排出係数とは、電気事業者が一定の電気を作り出す際に排出した CO₂ の量を表す指標です。火力発電は化石燃料を燃やして発電するため、火力発電の割合が高くなると排出係数の値は大きくなります。

$$\text{CO}_2\text{排出量(kg)} = \text{使用電力量(kWh)} \times \text{排出係数(kg-CO}_2\text{/kWh)}$$

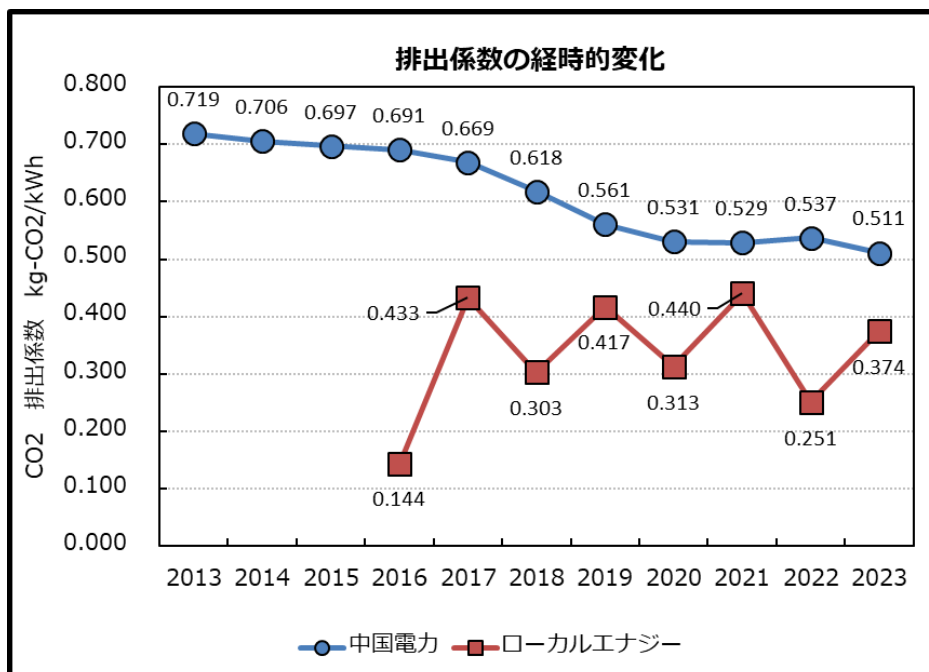
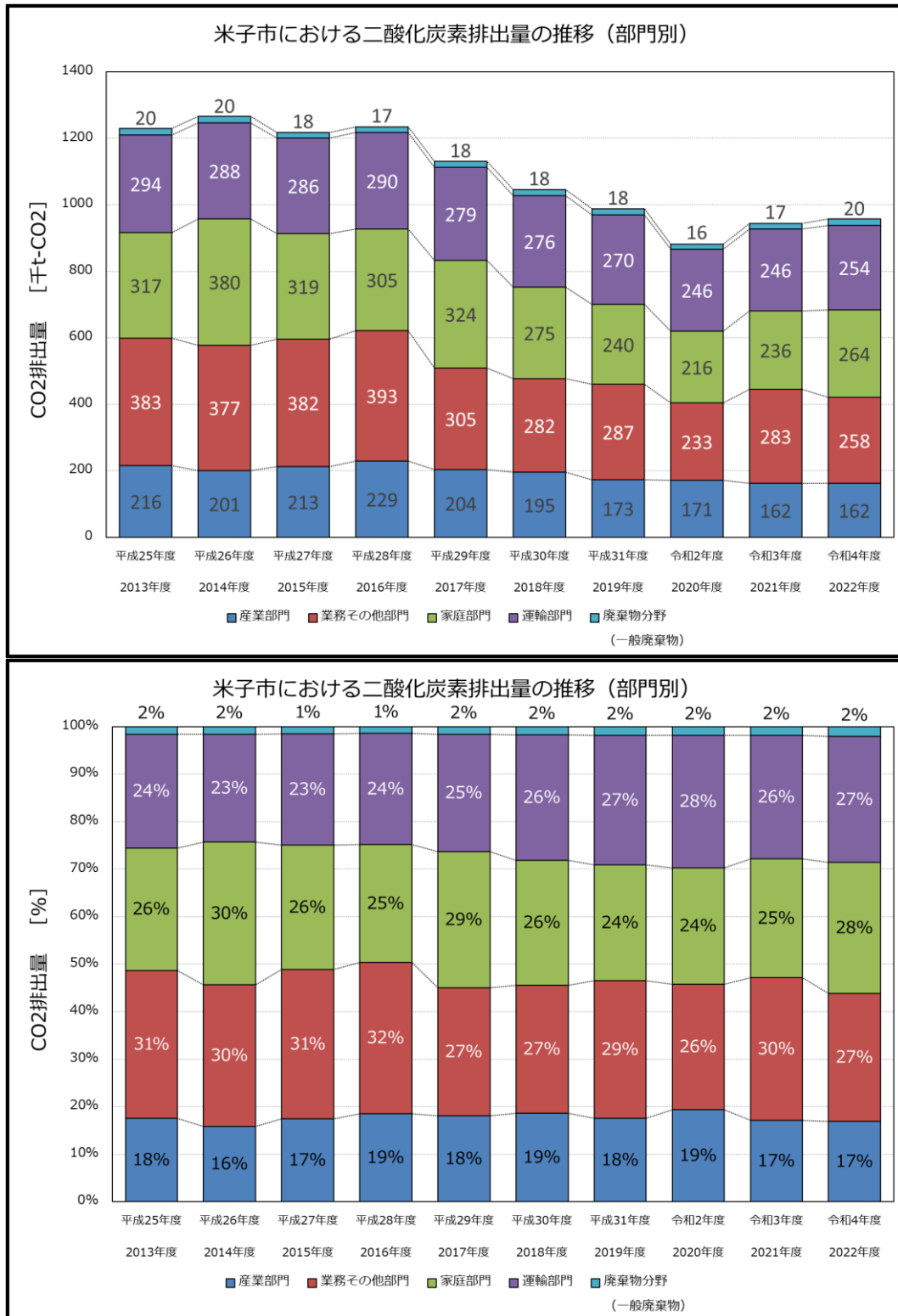


図 12 排出係数の経時的変化

出典)環境 算定方法・排出係数一覧



出典)環境省 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定支援サイト

図 13 二酸化炭素排出量の推移

(イ) CO₂排出量の将来推計

本市内から排出される温室効果ガス(CO₂)についての削減目標を検討するため、地球温暖化防止に向けて、今後追加的な対策を見込まない場合における令和12年度(2030年度)の二酸化炭素排出量を推計しました。

BAU(現状趨勢)ケース[※]では、温室効果ガス排出量は平成25年度(2013年度)と比較すると、令和12年度(2030年度)には約30万t-CO₂ 減少しますが、平成31年度/令和元年度(2019年度)と比較するとほぼ横這いで推移する見通しです。

平成31年度/令和元年度(2019年度)の市域のCO₂排出量は、市民や事業者の省エネに関する取組が進んだことなどによって、平成25年度(2013年度)比で19.7%の削減となっています。しかし、BAUケースで推計されるとおり、今後さらなるCO₂排出量の削減に取り組んでいかなければなりません。そのため、近年の国内の動向を踏まえた新たな削減目標を設定します。

※ BAU:Business as usualの略。特段の対策を行うことなく自然体で推移した場合をいう。

単位：t-CO₂

部門等	2013年度	2019年度	2025年度(現状趨勢ケース)		2030年度(現状趨勢ケース)	
	排出量	排出量	排出量	基準年度比増減	排出量	基準年度比増減
エネルギー起源二酸化炭素	1,210,000	970,000	974,935	▲19.43%	965,359	▲20.22%
産業部門	216,000	173,000	173,880	▲19.50%	172,172	▲20.29%
業務その他部門	383,000	287,000	288,460	▲24.68%	285,627	▲25.42%
家庭部門	317,000	240,000	241,221	▲23.91%	238,852	▲24.65%
運輸部門	294,000	270,000	271,374	▲7.70%	268,708	▲8.60%
非エネルギー起源二酸化炭素	20,000	18,000	18,092	▲9.54%	17,914	▲10.43%
合計	1,230,000	988,000	993,027	▲19.27%	983,273	▲20.06%

▲温室効果ガスの将来推計

(環境省の提供する「区域施策編 目標設定・進捗管理支援ツール」により推計)

(ウ) 削減目標

国においては、令和2年(2020年)10月に菅 義偉 元内閣総理大臣が「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と宣言し、続く令和3年(2021年)10月には「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け「地球温暖化対策計画」において「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」ことを目標としました。本計画における削減目標の設定に当たっては、国の「地球温暖化対策計画」の削減目標と整合性を図るものとして設定します。

本計画においては、中間年度を令和7年度(2025年度)、目標年度を令和12年度(2030年度)、長期目標年度を令和32年度(2050年度)とし、長期目標である令和32年度(2050年度)に温室効果ガス(CO₂)排出量をカーボンニュートラルとし、中間年度及び目標年度の目標値をバックキャスト[※]を基本として、将来的な人口推計値やBAU推計値を基に環境省の提供する「区域施策編 目標設定・進捗管理支援ツール」により、数値目標を設定します。なお、今後計画の進捗を図る中で、必要に

応じて目標値の見直しを行うこととします。

※ バックカスティング:最初に目標とする未来像を描き、次にその未来像を実現するための道筋を未来から現在へさかのぼって記述するシナリオ作成手法のこと。

単位：t-CO2

部門等	2013年度	2019年度	2025年度（中間年度）		2030年度（目標年度）	
	排出量	排出量	排出量	基準年度比増減	排出量	基準年度比増減
エネルギー起源二酸化炭素	1,210,000	970,000	740,353	▲38.81%	626,262	▲48.24%
産業部門	216,000	173,000	137,323	▲36.42%	111,613	▲48.33%
業務その他部門	383,000	287,000	192,131	▲49.84%	185,616	▲51.54%
家庭部門	317,000	240,000	180,581	▲43.03%	154,839	▲51.15%
運輸部門	294,000	270,000	230,318	▲21.66%	174,194	▲40.75%
非エネルギー起源二酸化炭素	20,000	18,000	14,727	▲26.37%	11,613	▲41.94%
合計	1,230,000	988,000	755,080	▲38.61%	637,875	▲48.14%

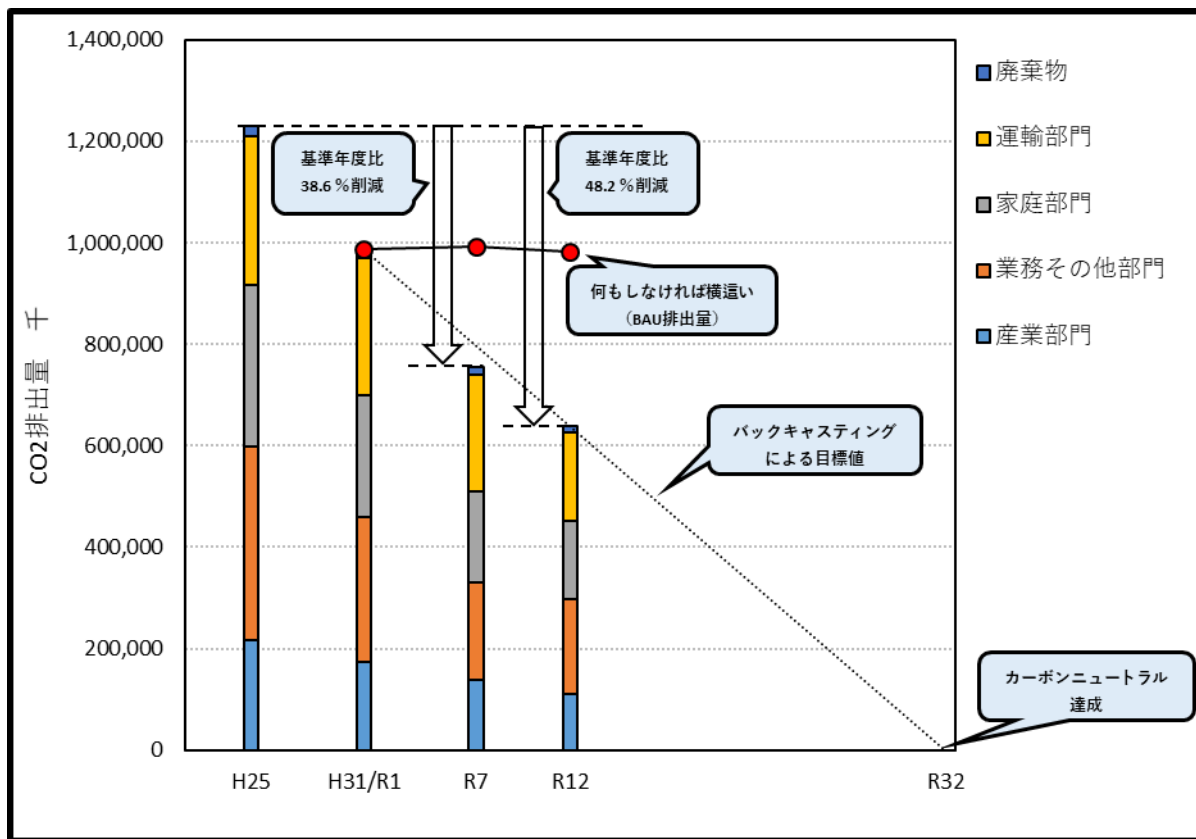


図 14 バックカスティングによる CO₂ 削減目標

(環境省の提供する「区域施策編 目標設定・進捗管理支援ツール」により設定)

削減目標	
令和7年度(2025年度) (中間年度)	平成25年度(2013年度)比で38%以上削減
令和12年度(2030年) (目標年度)	平成25年度(2013年度)比で48%以上削減

(4) 基本目標達成における主な指標

#	主な指標	基準年 (令和元年度)	中間指標値 (令和7年度)	指標値 (令和12年度)
1-1	市域から排出される CO ₂ 排出量 [千t-CO ₂] ^{※1}	1,230 ^{※2} 平成25年度実績	755 平成25年度比 38% 削減	638 平成25年度比 48% 削減
1-2	市有施設から排出され るCO ₂ 排出量 [t-CO ₂] ^{※3}	14,611 ^{※4} 平成25年度比 44% 削減	8,135 平成25年度比 69% 削減	0 平成25年度比 100% 削減
1-3	区域の消費電力に対 する再生可能エネルギ ー導入比 [%]	18	40	60
1-4	PPA ^{※5} モデル契約件 数 [件]	0	—	15
1-5	オフサイト型非FIT太 陽光発電導入量 [kW]	0	—	8,000
1-6	EVの公用車導入台 数 [台]	3	6	13
1-7	ノーマイカー運動への 参加人数 [人]	1,500	37,400 ^{※6}	—

※1 米子市全域から排出されるCO₂排出量を意味します。なお、数値は環境省が公表している「部門別CO₂排出量の現況推計」を使用し、この推計は公表時点から2年前のデータが最新となります。

※2 計画策定当時の値。

※3 例えば、市役所本庁舎や市立小中学校等の施設が対象となります。

※4 計画策定当時の値。なお、数値は「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき、市が算出したものを使用します。

※5 P17参照。

※6 令和7年度は運賃無料DAY利用者人数を目標値として設定。

【指標設定理由】

- 1-1 二酸化炭素削減目標(P33(3)(ウ))の考え方で設定しました。なお、第2次米子市環境基本計画策定当時と米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定当時の目標値を比較すると、米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)のほうが厳しい目標を設定しています。これは両計画の策定時の時勢によるもので、中間見直しにより目標を厳しい側に統一しました。
- 1-2 本市の事務事業におけるCO₂排出量は、2030年度に0(100%削減)と設定し、逆算して中間年度の目標値を設定しています。上記同様に、第3次米子市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の目標に統一しています。
- 1-3 自治体排出量カルテに記載されている区域の消費電力に対する再生エネルギー導入比を設定しています。今後、脱炭素先行地域の取組が加速的に進んでいき、再生可能エネルギーの導入量が増加していくことを見込んで、目標年度令和12年度(2030年)は現状値の3倍である60%としました。
- 1-4 脱炭素先行地域づくり事業および鳥取スタイルPPAの取組による契約数を指標としています。
- 1-5 脱炭素先行地域づくり事業中で掲げている、荒廃した農地に設置する太陽光パネル設置規模と同数値としています。
- 1-6 脱炭素先行地域づくり事業における公用車の電気自動車への移行目標と整合性をとっています。
- 1-7 運賃無料DAYでは1回当たり3,400人の利用を目指しており、令和7年度は11回の開催を予定していることから、 $3,400 \times 11 = 37,400$ 人を目標としました。なお、この事業は年度ごとに内容を大きく変えていることから、令和12年度時点の目標値は未設定としています。

(5) 基本目標達成に向けての課題

- CO₂排出量を現在(最新のデータである令和4年度(2022年度))と令和7年度(2025年度)の目標値で比較すると、204 千t-CO₂の差があります。令和4年度(2022年度)のCO₂排出量の構成比は、大きい順に「家庭部門」、「業務その他部門」、「運輸部門」、「産業部門」、「廃棄物分野」と並びます。(図 16左)。さらに「運輸部門」の内訳は、「旅客自動車」、「貨物自動車」が、「産業部門」では「製造業」が多く割合を占めています(図 16右)。これらのCO₂排出量の多い部門や業種を中心として、施策を検討する必要があります。
- 米子市では、県と協力して太陽光発電システム導入補助「鳥取スタイルPPA」や、「省エネお助け隊」による事業者向けの節電施策のPRを行っています。また再生可能エネルギー導入に当たって、太陽光発電などの供給拡大に加え、地熱など地域の自然資源を活かしたエネルギーの活用についても研究を深める必要があります。
- 広島地方気象台が平成31年(2019年)1月に公表した「中国地方の気候変動2017」によると、鳥取県の年平均気温は「上昇している」と評価されており、気候変動への適応策が必要だと考えられます。

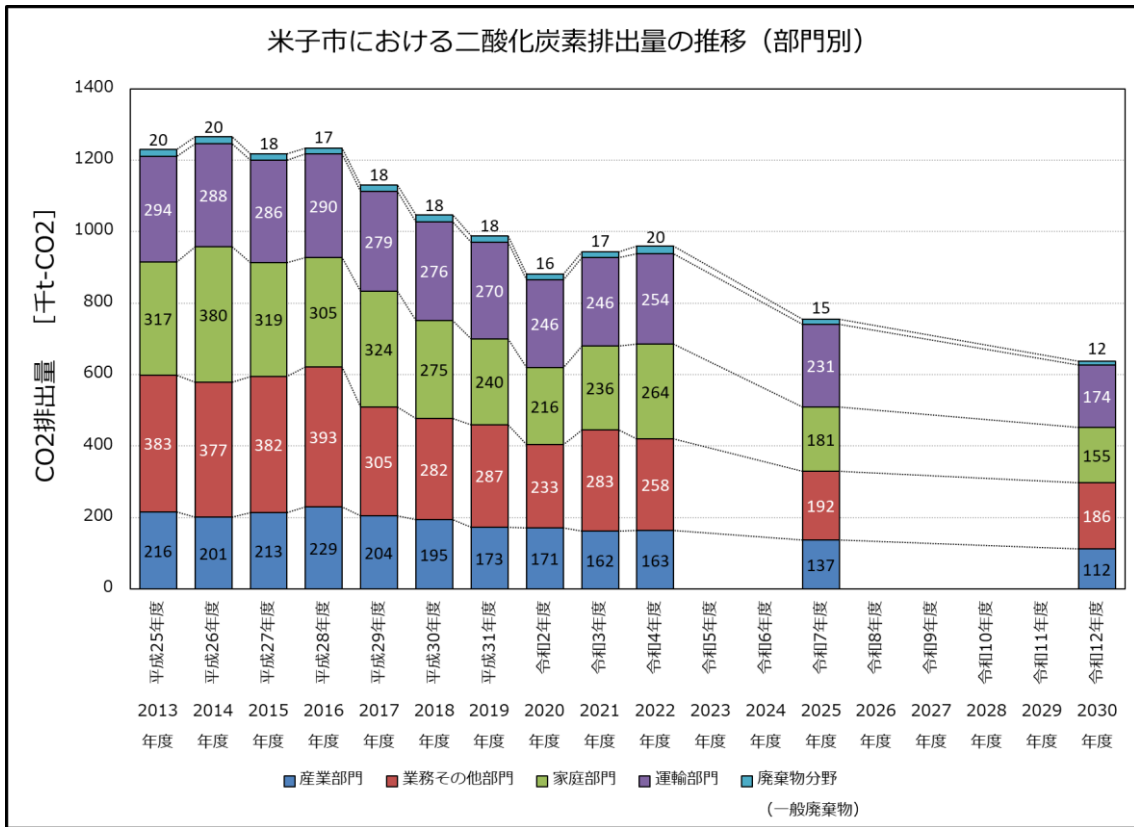


図 15 二酸化炭素排出量の推移再掲

出典)環境省「部門別CO₂排出量の現況推計」
 ※令和7年度、12年度は目標値

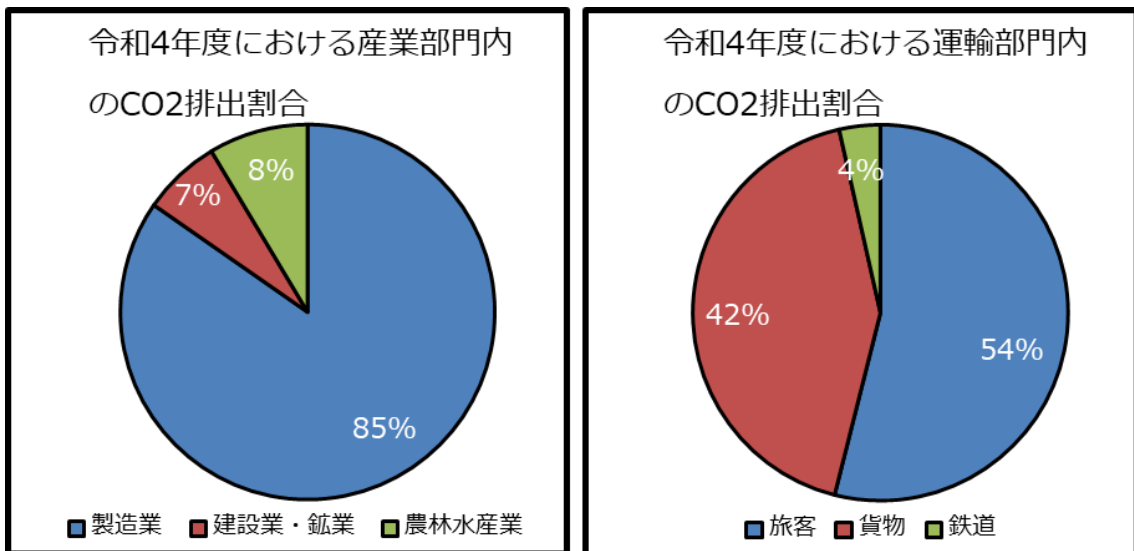


図 16 「産業」部門(左図)及び「運輸」部門(右図)の内訳

出典)環境省「部門別CO₂排出量の現況推計」

(6) 基本目標達成のための施策の柱

<①-1 省エネルギー化の推進>

○使用するエネルギー量を減らすことで、CO₂削減に取り組みます。

<①-2 再生可能エネルギーの導入推進>

○CO₂排出量の少ない太陽光やバイオマスといった再生可能エネルギーの導入を推進します。

<①-3 気候変動適応策の推進>

○気候変動やこれに伴う影響の発生を前提として、その被害を回避・軽減するための対策を推進します。

(7) 施策の柱ごとの個別施策

<①-1 省エネルギー化の推進>

区分	個別施策	市民	事業者	市
重	公共交通機関の利用促進	○	○	○
	市域において導入可能なCO ₂ 削減手法の検討		○	○
	LED照明や高効率空調などの省エネルギー機器や、エネルギーマネジメントシステム(EMS)の普及促進	○	○	○
	宅配便の再配達防止や物流業種の集積化による物流体制の効率化の推進	○	○	○
	高气密、高断熱住宅などの省エネルギー住宅の普及促進	○	○	○
	自転車を利用しやすい環境・システムづくりの推進		○	○
	ISO14001や鳥取県版環境管理システム(愛称「TEAS(テス)」)の普及啓発			○
	まちなかを車中心から歩行者中心へ転換	○	○	○
	アイドリングストップや急発進をしない等エコドライブの推進	○	○	○
	次世代自動車の普及促進	○	○	○
	公共施設を対象とした電気使用量とCO ₂ 排出量の見える化(データプラットフォーム)による省エネ効果の定量化と、市民・事業所への情報公開による取組の周知	○	○	○
	省エネルギー行動実践による日常生活におけるCO ₂ 排出量の削減	○	○	○
	市の実施する事務事業における節電、省エネルギーの率先行動			○
	市のホームページや広報等を活用した省エネルギー化推進に関する情報発信			○

<①-2 再生可能エネルギーの導入推進>

区分	施策	市民	事業者	市
重	下水処理場における消化ガス発電及び公民館4館における太陽光発電設置等、地域資源を活用したエネルギー事業の推進			○
	鳥取県と協力し「再エネ 100宣言 RE Action」の普及啓発等、市内事業者へ対し、再生可能エネルギーの導入推進		○	○
	地域の特色を生かした再生可能エネルギー発電システムの導入と普及促進	○	○	○
	オンサイト型・オフサイト型PPA モデルによる太陽光発電設備の整備と普及促進	○	○	○

<①-3 気候変動適応策の推進>

区分	施策	市民	事業者	市
	ため池決壊を想定した訓練及び防災研修等の実施による地域との取組	○		○
	熱中症予防に係る周知・啓発の取組	○	○	○
	水源かん養林 [※] の保全及び育成			○
	ハザードマップの作成・周知			○
	警戒レベルを用いた避難情報の発令			○
	市道の除草、河川の浚渫及び側溝の清掃を推進するなど流出水対策の実施			○
	気候変動への適応策に関する情報収集と周知・啓発	○	○	○

※ 水源かん養林とは、雨水を地中に浸透させて地下水や河川水を安定的に供給するなど、水源を守り育てることを目的とした森林です。このような森林は、光合成によって二酸化炭素を吸収し、土壌中に炭素を貯留することで温室効果ガスの削減に寄与し、気候変動の緩和に貢献します。また、豪雨時の洪水や濁水を防ぎ、水資源を安定的に供給することで、気候変動の影響への適応にも役立ちます。さらに、樹木の根が土砂の流出を防ぎ、多様な生態系を維持することで、自然災害への備えや地域環境の安定にも重要な役割を果たしています。

市内の再生可能エネルギー(太陽光発電)の導入状況

再生可能エネルギー(太陽光発電)の導入量は増加傾向にあります。令和5年度(2023年度)の導入量は、1年間で世帯が使う電気量のおよそ53,016世帯分に上り、これは米子市の世帯数の77%に当たります。

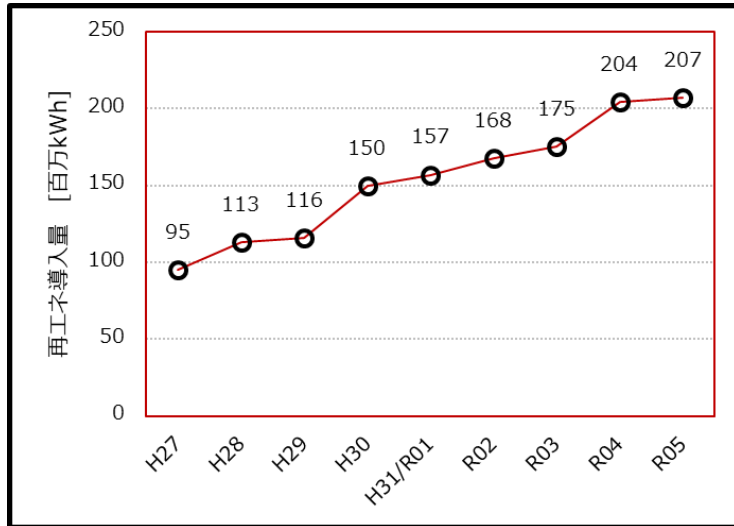
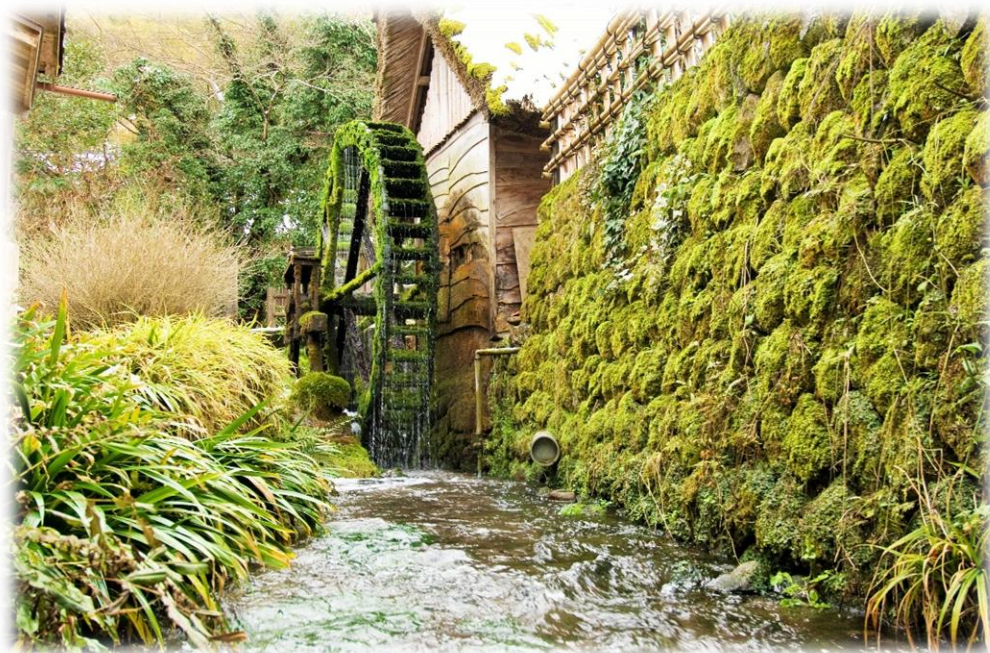


図 17 再生可能エネルギーの導入状況

出典)①経産省 固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト
 ②環境省 令和5年度 家庭部門の CO2排出実態統計調査 結果について(速報値)
 ③米子市ウェブサイト



<天の真名井>

(8) 脱炭素先行地域づくり事業の取組

米子市は、令和32年(2050年)までに温室効果ガスの実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しており、今後、持続可能で活力ある地域社会と脱炭素社会の実現を目指して、様々な取組を行ってまいります。

令和4年(2022年)には、環境省が募集する第1回脱炭素先行地域において、境港市、ローカルエナジー株式会社、株式会社山陰合同銀行と共同提案を行った結果、脱炭素先行地域に選定されました。これを機に公共施設を中心とした脱炭素先行地域において脱炭素化に向けた事業を集中的に行うとともに、市域においても脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していきます。

(ア) 脱炭素先行地域づくり事業の全体像

市有施設や荒廃農地に太陽光発電設備を導入するとともに、既存の再エネ設備(米子市クリーンセンター等)で発電した電気を各公共施設へ供給すること等により脱炭素化を図ります。

- ①市有施設や荒廃農地に太陽光発電設備を導入し、公共施設へ再生可能エネルギーを供給します。
- ②既存の再エネ設備(米子市クリーンセンター、米子市内浜処理場)で発電した電気を各施設へ供給します。
- ③再生可能エネルギーを水道施設に供給するとともに、需給調整のための大規模蓄電池を導入し、需給管理を実施します。
- ④市有施設の電力使用量を一元管理、見える化するデータプラットフォームを構築して脱炭素施策の効果検証を行うとともに、データ検証による各施設の脱炭素施策の検討及び職員の行動変容を促進します。

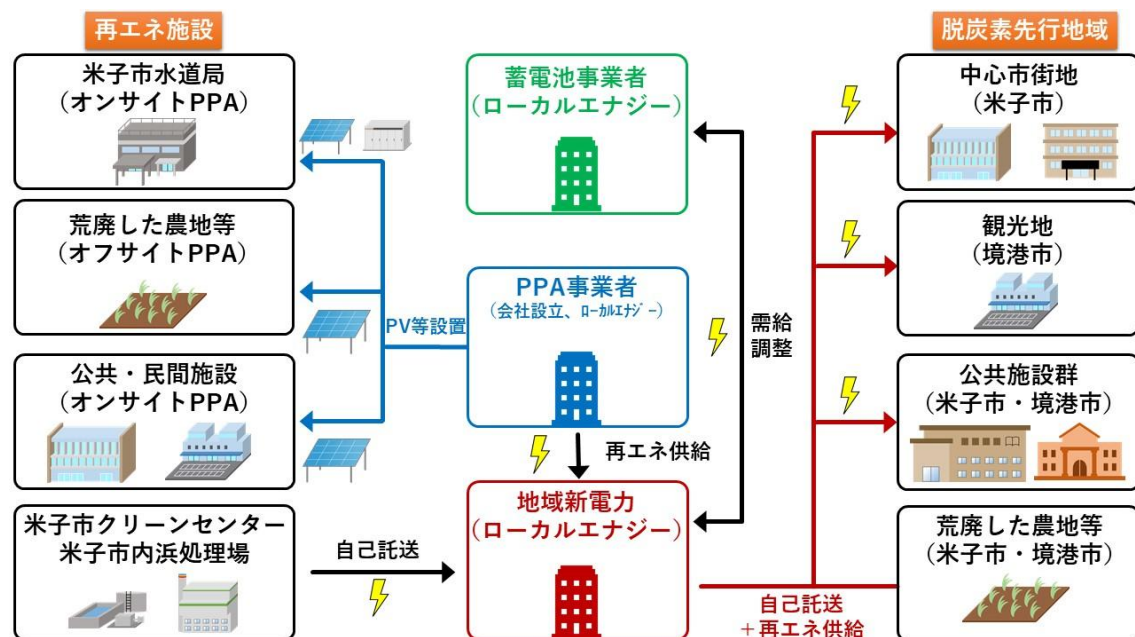


図 18 脱炭素先行づくり事業の概要

<活用可能な既存の再エネ発電設備の状況>

○米子市クリーンセンター(卒FIT)

米子市クリーンセンターは、米子市及び境港市の一般廃棄物の処理施設であり、蒸気タービン発電機(4,000kW×1基)により年間18,316,000 kWhを発電し、売電しています。

○米子市内浜処理場消化ガス発電(非FIT)

米子市内浜処理場は、米子市の下水処理を行っている施設であり、消化ガス発電機(24.5kW×2基)により年間360,000kWhを発電し、ローカルエナジー株式会社に売電しています。本施設は、FIT認定を受けていないため、全量が再生可能エネルギーです。

(イ) 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、CO₂の排出量を削減します。

- ①水道局の施設用地に、太陽光発電設備(非FIT)を導入します。
- ②建物の構造上の問題がない公共施設を対象として、太陽光発電設備の導入を検討します。
- ③弓ヶ浜半島に点在する荒廃した農地に太陽光発電設備(非FIT)を導入し、必要に応じて農業と太陽光発電の両立(ソーラーシェアリング)も検討します。

(ウ) 再生可能エネルギー需給調整等のための蓄電池導入

太陽光発電設備を設置した施設のBCP及び再エネ需給調整を目的に、蓄電池の整備を検討していきます。なお、電力の需給調整については地域新電力と連携し、具体的な手法等について協議していきます。

(エ) ICTによる脱炭素施策の推進

脱炭素先行地域内の公共施設の電力消費量、再生可能エネルギーの利用率等をグラフや表により可視化(見える化)し、WEB上で確認することができるシステムを構築します。

このシステムを活用することにより、公共施設への再生可能エネルギー供給事業や省エネルギー化を推進する上で、取組の効果の検証等を行うことが可能となります。

(オ) 公用車への次世代自動車の導入検討

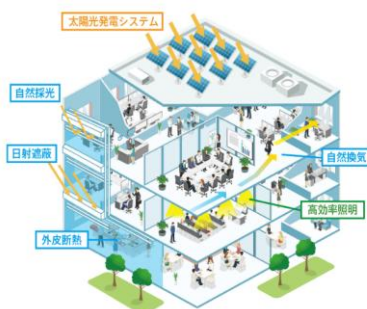
公用車へのEV車等次世代自動車の導入について、再生可能エネルギーの技術革新の状況を踏まえながら、屋外駐車場における充電設備、カーシェアリング等の導入手法を検討します。

(9) 脱炭素社会に向けたロードマップ

2050年 脱炭素社会へ向けた将来イメージ
 みんなの力で変えていこう！「ゼロカーボンシティよなご」



- 再生可能エネルギーの導入推進
- 太陽光発電システムの導入推進
- PPA モデル事業の促進
- ZEB・ZEH の拡大
- 省エネルギー機器の導入推進
- エネルギーの地産地消
- 電気自動車及び充電設備の普及促進
- CO₂ 吸収源の森林保全



カーボンフリー

2050 年



2030 年

- グリーン水素エネルギーの普及
- CO₂ 資源化技術の普及

革新的イノベーション
の率先導入

2025 年

- CO₂ 吸収貯留技術(CCUS)の普及
- 大気中 CO₂ 回収技術(DAC)の普及

加速期間

図 19 脱炭素社会に向けたロードマップ

4-4 基本目標②「循環型社会」



4R(Refuse:断る、Reduce:減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する)の推進や食品ロスの削減等を行い、持続可能な消費と生産の社会を目指します。

(1) 現状

国では、平成3年(1991年)の再生資源利用促進法(改正後:資源有効利用促進法)の施行以来、各種リサイクル法が制定され、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会から循環型社会への転換を図るための取組が進められています。

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成18年(2006年)3月に「第1次米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。その後、2回の改定を経て「第4次米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会への転換をさらに進めていくとともに、脱炭素社会や自然共生社会との統合に配慮した持続可能な循環共生型の地域社会の構築を目指し、取り組んでいます。また、令和8年度に「第5次米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定する予定です。第1次から第4次の計画に沿って、施策を推進してきた結果、1人1日当たりのごみ排出量及びごみの最終処分率は近年減少傾向にあります(図 20、図 21)。

令和6年(2024年)12月に実施した市民アンケート調査においては、行政に求める施策として、市民、事業所ともに廃棄物の適正処理やごみの減量等、循環型社会の構築に関連する事項が、平成31年度/令和元年度(2019年度)、平成27年度(2015年度)実施アンケートと同様に上位に位置しており、引き続き、行政の役割が望まれているものと考えられます。

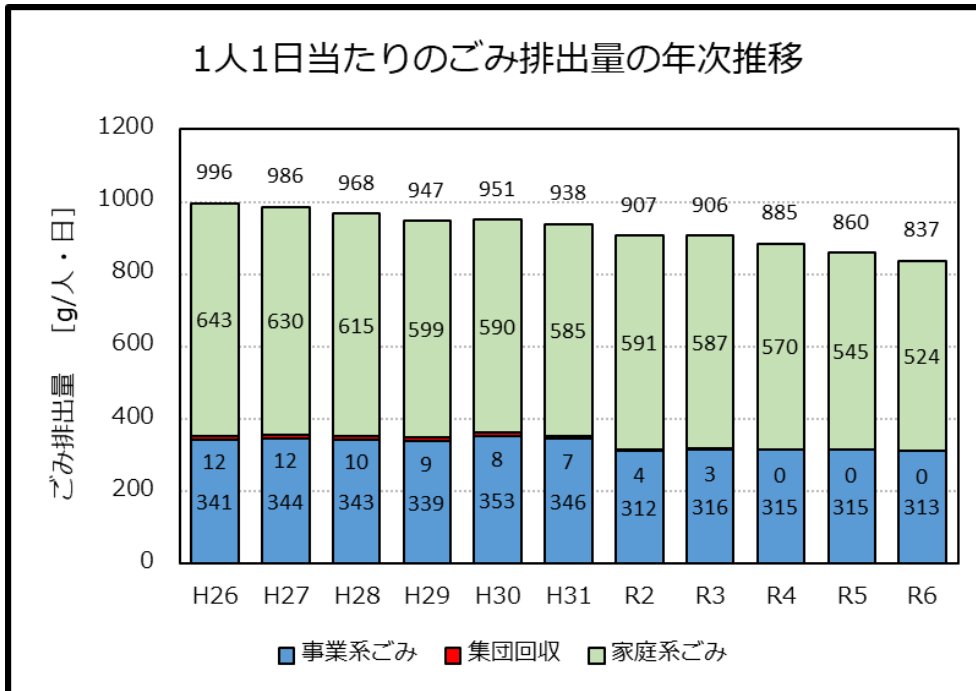


図 20 1人1日当たりのごみ排出量の年次推移

グラフ上の各項目の数値は四捨五入した値であり、合計値と一致しない場合があります。ss

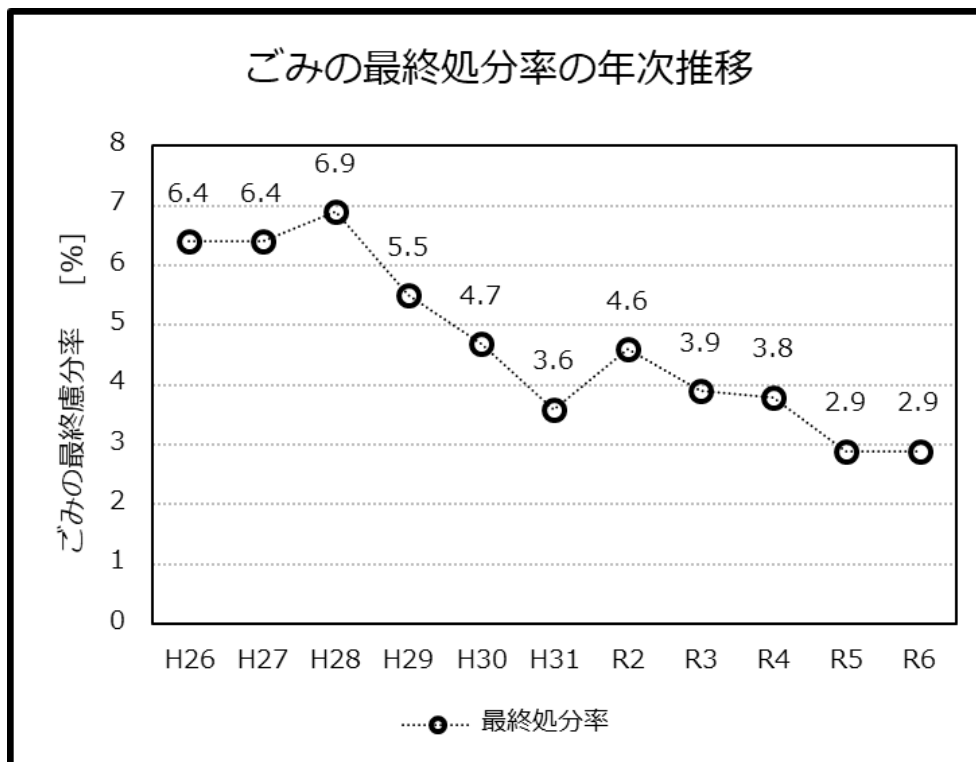


図 21 ごみの最終処分率の年次推移

(2) 基本目標達成における主な指標

#	主な指標	基準年 (令和元年度)	中間指標値 (令和7年度)	指標値 (令和12年度)
2-1	1人1日当たりのごみ 排出量 [g/人・日]	938	870	733
2-2	ごみの最終処分率 [%]	3.6	3.6	2.9
2-3	小型家電の回収量 [kg]	47,000	77,000	40,000
2-4	事業所から排出され る食品残さ [t]、古 紙 [t]、刈り草の排 出量 [t]	食品残さ 1,600 古紙 8,000 刈り草 1,500	食品残さ 1,500 古紙 7,000 刈り草 1,500	食品残さ 1,400 古紙 6,000 刈り草 1,500

【指標設定理由】

- 2-1 循環型社会の構築に向けて、家庭系ごみ(特に家庭系可燃ごみ・不燃ごみ・不燃性粗大ごみ)、事業系ごみの減量及び再資源化に重点的に取り組みます。指標値は、平成31年度/令和元年度(2019年度)の各ごみの組成(生ごみや紙類など)ごとの排出量を分析し、削減可能性や難易度等を踏まえて決定しました。なお、第5次米子市一般廃棄物処理基本計画(令和8年度(2026年)～令和12年度(2030年))で掲げた目標値と同数値としています。
- 2-2 最終処分率は比較的低い数値で推移しており、令和12年度(2030年度)は第5次米子市一般廃棄物処理基本計画で掲げた目標値と同数値としています。
- 2-3 小型家電の回収を推進することで、希少な金属等の資源の有効活用を図り、環境負荷の軽減を目指します。指標値は、これまでの回収実績をもとに、達成可能と見込まれる水準を踏まえて設定しています。
- 2-4 事業所に対して、ごみの減量、適正排出などを啓発し、事業系ごみの減量、再資源化を促進しています。なお、再資源化には、焼却灰のセメント原料化や、家電のリサイクルやペットボトルの分別回収などが含まれます。

(3) 基本目標達成に向けての課題

- 1人1日当たりのごみ排出量について、総排出量及び家庭系ごみは減少傾向です。また、事業系ごみは横ばいに近い減少傾向です。一方で、食品ロスについては様々な問題があります。家庭系ごみ、事業系ごみに関わらず食品ロスを低減させていく必要があります。
- ごみの最終処分率については、平成31年度/令和元年度(2019年度)から新たにリサイクルプラザの資源化処理後のプラスチック残さの一部を外部処理したこと、クリーンセンターで焼却後の残さをセメント原料として再資源化したこと及びごみの搬入量の減少に伴い、最終処分量の低下につながりました。引き続き、この水準を維持することに努めます。

(4) 基本目標達成のための施策の柱

<②-1 4Rの推進>

- ごみ排出量を抑制するために、4R（断る、減らす、繰り返し使う、再生利用する）の取組を推進します。

<②-2 食品ロスの削減>

- 我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しており、米子市の家庭系食品ロス調査によると、可燃ごみ全体の約12%は食品ロスが占めており、このため、ごみ排出量抑制の大きな課題となっています。

<②-3 廃棄物の適正処理>

- 発生した廃棄物については、適正に処理し、不法投棄防止を防ぐ必要があります。

(5) 施策の柱ごとの個別施策

<②-1 4Rの推進>

区分	施策	市民	事業者	市
重	市民や事業者に対し、ごみの発生抑制や物の再利用等の啓発	○	○	○
	グリーン購入等を通じて、リユース製品、リサイクル製品等の優先的な調達の実施	○	○	○
	環境にやさしい製品の開発		○	
	下水道汚泥の資源化による有効利用			○
	プラスチックごみ削減に効果的な製品の選択	○	○	○
	ダンボール堆肥入門キットの配布などによるごみの資源化	○	○	○
	バイオマス含有のごみ袋の導入と普及促進	○	○	○

<②-2 食品ロスの削減>

区分	施策	市民	事業者	市
	食べきり運動等の普及啓発	○	○	○
	生ごみ処理機等の普及啓発	○	○	○
	学校給食における食品残さの堆肥化の検討			○
	学校における食育の推進	○	○	○

<②-3 廃棄物の適正処理>

区分	施策	市民	事業者	市
重	分別収集によって資源化を図るとともに、ごみの減量化を図り、環境への負荷軽減に努める。	○	○	○
	米子市クリーンセンターからの排出ガス濃度を継続的に監視するとともに、法令及び自主規制値を厳守し、排出状況の測定結果を公表する。			○
	米子市クリーンセンターの効率的な運用を図る。			○
	不法投棄多発地域をパトロールし、不法投棄物の早期発見・対応に努める。			○
	関連法令などに基づき、市内で廃棄される冷蔵庫やエアコンなどの製品のフロン類について適正な回収・処理の普及啓発を推進する。	○	○	○
	家庭から排出された水銀使用廃製品の適正処理を行う。	○		○
	農薬などの適正処理を推進する。	○	○	○
	廃船や漁網などの漁業系廃棄物の適正処理を啓発する。		○	○

4-5 基本目標③「自然共生社会」



本市の豊かな自然・生態系を保全することにより、多種多様な野生動植物の生息環境を保全すると共に、自然環境が有する機能を保持し災害を防ぐことのできる、緑あふれる社会を目指します。

(1) 現状

平成22年(2010年)10月に生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が愛知県において開催され、生物多様性の損失を止めるための「愛知目標」が採択されました。国においては、愛知目標の達成に向けた、「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定され、ロードマップが示されました。また、令和4年(2022年)にはカナダ・モントリオールで生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)が開催され、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとることがミッションとされました。これを受け、令和5年(2023年)には「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定され令和12年(2030年)に向けたネイチャーポジティブの実現を目指しています。

本市においては、ラムサール条約に登録された中海に位置する米子水鳥公園を有効利用し、環境教育を通して生物多様性への取組の発信を検討しています。また、地球温暖化の進行に伴う海面上昇が日本海や中海の生態系、湿地環境、沿岸地域のあり方に与える影響についても注視していく必要があります。こうしたなか、環境省は、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組として、自然共生サイトの登録を進めています。これは、民間・行政の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を自然共生サイトとして認定し、その価値を公式に認めるものです。本市では、米子水鳥公園の生物多様性に関する価値を重視し、自然共生サイトへの登録検討を始めます。また、現時点では米子水鳥公園を中心に自然共生サイトへの登録を検討していますが、今後は他の区域についても、生物多様性の保全状況や管理体制等を踏まえ、登録の可能性について引き続き情報収集と検討を行ってまいります。米子水鳥公園に限らず、本市では自然を地域のつながりや文化の源として再評価し、その価値をまちの誇りや魅力発信に活かしてまいります。

一方で、生物に関する環境問題としては、特定外来生物であるオオキンケイギクの生息が確認されていることや、令和6年度(2024年度)実施のアンケートからは、前回(平成31年度/令和元年度(2019年度))と同様にムカカ対策が必要であるとの声や耕作放棄地の増加を懸念する声が寄せられています。

(2) 基本目標達成における主な指標

#	主な指標	基準年 (令和元年度)	中間指標値 (令和7年度)	指標値 (令和12年度)
3-1	米子水鳥公園で実施された環境学習の実施件数 [件]	250	275	300
3-2	再生可能な荒廃農地の面積 ^{※1} [ha]	101	39 ^{※2} 令和6年度末時点	7.8 令和11年度末時点

※1 「再生可能な荒廃農地」・・・荒廃農地(現在、耕作がされておらず、作物の栽培が客観的に不可能となっている農地)のうち、整地等による再生を行うことにより、農作業による耕作が可能となる農地。

※2 再生が可能である荒廃農地を減らすことで、農作業可能な農地を増やすことを目指します。

【指標設定理由】

- 3-1 ラムサール条約湿地に登録された中海に位置する米子水鳥公園の環境学習実施件数を増やすことにより、当公園で実施される各種事業を通じ、生物多様性をはじめ環境保全意識の向上を図ることが期待できます。なお、指標値は、米子水鳥公園の実施可能最大件数を300件と設定し、本計画期間の令和12年度(2030年度)末までに年に5件増で実施していくことを目指します。
- 3-2 市民アンケートの結果から、耕作放棄地の増加を懸念する声が引き続き寄せられています。また、本市の耕作放棄地対策は、最上位計画である第2次まちづくりビジョンにも掲げられているため、指標値として設定しました。

(3) 基本目標達成に向けての課題

- 生物多様性の重要性が広く市民に認識されるとともに、官民連携して生物多様性を維持するための持続的な自然環境の保全・再生に取り組む必要があります。

(4) 基本目標達成のための施策の柱**<③-1 森林・農地・湿地・海の適切な利用>**

- 森林・農地・湿地などの適切な利用を図ることによる生活環境保全の向上を図り、自然との共生社会を目指します。

<③-2 生態系の保全>

- 生態系が有する防災・減災機能等の重要性を認識することにより、自然との共生社会を目指します。

(5) 施策の柱ごとの個別施策

<③-1 森林・農地・湿地・海の適切な利用>

区分	施策	市民	事業者	市
重	米子水鳥公園の運営による中海の賢明な利用の促進及び湿地環境の保全を実施する。			○
重	中海及び米子水鳥公園の生態系調査研究により、地域の環境保全意識の向上を図る。			○
重	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づく土地利用及び担い手の育成を推進する。			○
重	農地の集約化を図り、農家の規模拡大を促進する。			○
重	農業振興地域整備計画に基づく農用地区域内の耕作放棄地対策事業を促進する。			○
	中海・宍道湖・大山圏域市長会や環境保護団体などと連携して、ラムサール条約湿地である中海の環境保全・再生及び賢明な利用を促進する。		○	○
	平成31年(2019年)4月から始まった森林経営管理制度に基づいた森林の経営管理を実施する。			○
	松くい虫等防除事業を推進する。			○
	緑の募金運動や一株植樹運動を通じて、緑化の推進を図る。	○	○	○
	魚礁の設置などによって整備された沿岸漁場を適正に管理することで、効率的な漁業活動を支援する。			○
	地産地消に関する情報を提供する。	○	○	○
	地産地消促進のため、学校給食への地場農畜産物の使用に努める。			○
	鳥取県やJA、学校給食関係事業者と食材の生産・流通などについて情報交換を行う。		○	○
	環境保全型農業直接支援対策の推進による地域の水環境の向上を行う。			○

<③-2 生態系の保全>

区分	施策	市民	事業者	市
重	米子水鳥公園の環境省「自然共生サイト」への登録を検討する。			○
	鳥取県と協力して、希少野生動植物の保護に努める。			○
	生物多様性の重要性を啓発する。	○	○	○
	生物多様性の保全・持続可能な利用を推進する。	○	○	○
	特定外来生物の防除啓発及び駆除を行う。	○	○	○



<市民による米子水鳥公園の美化活動>

4-6 基本目標④「安全・安心社会」



環境学習や環境保全活動を推進することにより、個々人の環境に対する意識を向上することのできる社会を目指します。

(1) 現状

令和6年(2024年)12月に実施した市民アンケートにおいては、環境をよくするために行政に期待することとして、公害対策(大気汚染・水質汚濁・騒音・振動等)を求める声が平成27年度(2015年度)、平成31年度/令和元年度(2019年度)のアンケート結果と同様に多い結果となりました。また、街の美化について、ごみのポイ捨てなどのマナーに関することを懸念する声が年齢、地域を問わず多く寄せられ、管理されない空き家や土地の管理を求める声も多く寄せられました。これらについては、直接、本市の担当部署に市民からの相談等も寄せられている状況です。



<上淀廃寺の彼岸花>

(2) 基本目標達成における主な指標

#	主な指標	基準年 (令和元年度)	中間指標値 (令和7年度)	指標値 (令和12年度)
4-1	市民アンケート結果の回答割合(解決・改善したい環境項目:「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー」)[%]	55.8	50.0 令和6年度末時点	45.0
4-2	公立保育所の園庭の芝生化 [%]	91	91	100
4-3	公立小中学校の校庭の芝生化 [校]	2 (小学校)	10 (小学校)	順次拡大
<生活排水処理に関すること>				
4-4	汚水処理人口普及率 [%]	90.3	94.4	令和8年4月施行予定の「米子市生活排水対策方針」により、目標管理いたします。
4-5	水洗化戸数率 [%]	90.0	91.8	
4-6	浄化槽法定検査受検率 [%]	54.3	56.1	
4-7	公共下水道事業計画区域内の新規管きょ整備面積 [ha]	2516.3	2872.5	
4-8	合併処理浄化槽補助基数 [基/年]	90	100	
<空き家等の対策に関すること>				
4-9	「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく適切な管理がされていない空き家等の改善 [件/年]	13	10	35
4-10	空き家バンクへの登録件数 [件/年]	— (令和2年度新設)	10	15

【指標設定理由】

- 4-1 市民の声を反映するため、ごみ出し・ポイ捨てなどマナー改善への関心を示す割合を指標に設定しました。平成31年度/令和元年度(2019年度)は55.8%、令和6年度(2024年度)は51.6%と改善傾向にあり、コロナ禍による活動停滞の中でも、環境啓発の効果が見られたと考えます。令和8年度(2026年度)からの期間からは一斉清掃の再開や啓発強化により、令和12年(2030年)時点で45.0%を目標とします(年1.2%改善ペース)。
- 4-2 公立保育所及び認定こども園11園中10園において園庭芝生化を行っていますが、今後も園の統廃合にあわせて園庭芝生化を実施し、2027年には100%を達成する見込みです。
- 4-3 公立小中学校の校庭の芝生化については、今後も年間2校程度を目標に、順次拡大していく予定です。
- 4-4～8 生活排水処理に関する目標値については、根拠となる米子市生活排水対策方針が第2次米子市環境基本計画の見直し作業時点で改定中のため、今後施行される米子市生活排水対策方針における目標を、事後的に本計画の目標といたします。
- 4-9, 10 空き家等の対策に関するこの指標値4-9及び4-10は、本市の最上位計画である第2次まちづくりビジョンを元に、管理不全空き家等及び特定空き家等の除却件数を年間35件、空き家バンクへの登録を年間15件としています。

(3) 基本目標達成に向けての課題

- ごみ出し・ポイ捨てなどの身近な環境問題から、個人での解決が困難であり、行政が積極的に対応しなければならない問題まで、基本目標達成に向けて幅広い対応が必要となります。

(4) 基本目標達成のための施策の柱**<④-1 生活環境の保全>**

- 公害の防止等を図ることによる生活環境の保全を図り、安全・安心な社会を目指します。

<④-2 美しいまちづくりの推進>

- 環境美化を推進することによる美しいまちづくりを進め、安全・安心な社会を目指します。

(5) 施策の柱ごとの個別施策

<④-1 生活環境の保全>

区分	施策	市民	事業者	市
重	生活排水処理施設の整備 ・公共下水道事業計画区域内の新規管きょ整備 ・公共下水道事業計画区域外における合併処理浄化槽の設置促進 ・下水道整備完了地域における下水道接続の普及促進 ・浄化槽の適正管理の啓発・指導			○
重	ヌカカ被害対策の推進			○
重	管理不全の土地に関する指導の実施			○
重	犬・猫に対する衛生管理指導の実施			○
	「中海に係る湖沼水質保全計画」、「米子市生活排水対策推進方針」に基づいた水質浄化対策の推進			○
	中国電力に対し、島根原子力発電所の最新の知見の基づく安全対策の充実と立地自治体との安全協定内容に変更が生じた際には、同等の内容への改定を求める。			○
	家庭ごみの野外焼却禁止について啓発の実施	○		○
	大気汚染緊急時(光化学オキシダント、PM2.5)における市民への注意喚起			○
	水質汚濁にかかる環境基準の達成・維持に向け、常時監視を県と連携して実施する。			○
	生活環境に関する市民からの苦情・相談に対する対応(騒音・振動・悪臭)	○	○	○
	国・県などと連携した環境放射線モニタリング情報の入手及びモニタリング結果の公表			○
	地下水汚染対策として、施肥の適正化や家畜排せつ物の適正処理の推進	○	○	○
	環境にやさしい農業を県、JAと連携して推進		○	○
	アスベスト撤去支援事業の推進			○
	水源の更新や開発の推進			○
	鳥取県持続可能な地下水利用協議会と連携した地下水源の適正利用			○

<④-2 美しいまちづくりの推進>

区分	施策	市民	事業者	市
重	様々な歴史的文化遺産についての調査研究の推進			○
重	有形・無形の文化財を適切に保護及び保存し次世代に継承していくための、指定文化財の保護及び保存の充実並びに未指定文化財の保護及び文化財指定の促進			○
重	米子市都市計画マスタープランに基づく、効率的かつ計画的な土地利用の推進			○
重	米子市空き家等対策計画に基づく、空き家等に関する対策の総合的かつ計画的な実施			○
重	空き家等に係る現状調査の実施、所有者等による空き家等の適切な管理の促進、住民等からの空き家等に関する相談の実施及び管理不全な空き家等への対応並びに支援の実施			○
	安心・安全に利用できる公園施設の確保			○
	市街地における緑の創出と、都市景観向上のため公共施設の緑化の推進			○
	米子市景観計画に基づく建築物・工作物などの建築や建設などの届出審査、公共事業における通知制度などによる良好な景観の創出		○	○
	米子市都市景観施設賞などによる、景観形成に関する市民への情報提供・啓発	○	○	○
	魅力ある景観形成のため、鳥取県屋外広告物条例の許可申請の周知・啓発		○	○

4-7 基本目標⑤「環境保全社会」



環境学習や環境保全活動を推進することにより、個々人の環境に対する意識を向上することのできる社会を目指します。

(1) 現状

令和6年(2024年)12月の市民アンケートでは、環境保全活動への参加について約6割程度の方が参加したいと回答していましたが、実際に環境保全活動へ参加した方は4割程度にとどまり、このギャップの解決が課題です。また、環境に対する個々人の意識が大切であるとの声が多く寄せられています。

(2) 基本目標達成における主な指標

#	主な指標	基準年 (令和元年度)	中間指標値 (令和7年度)	指標値 (令和12年度)
5-1	中海・宍道湖一斉清掃(米子会場)の参加人数 [人]	1,163	1,300	1,300
5-2	シーサイドクリーンアップ弓ヶ浜(米子会場)の参加人数 [人]	—	(230) [※]	300
5-3	市民アンケート結果による環境保全活動・環境教育の場への参加実績 [%]	—	60.0	60.0

※ 境港会場値

【指標設定理由】

- 5-1 平成17年(2005年)11月に中海がラムサール条約に登録されて以降、中海アダプトプログラムへの支援をはじめ、官民一体となった環境保全活動が継続的に実施されています。こうした取組の一環として、本計画では、中海の湿地環境の保全・再生およびその賢明な利用を促進する活動の一つである「中海・宍道湖一斉清掃(米子会場)」の参加人数を目標指標の一つとして位置づけています。令和6年度(2024年度)には、会場の収容上限である1,300人の参加を達成しており、今後もこの水準を維持していくことを目指します。
- 5-2 境港市と米子市で隔年で担当しているシーサイドグリーンアップ弓ヶ浜の米子会場への参加人数を指標とします。ただし、境港会場の参加者については参考値として扱います。ほかにも海岸清掃活動としては、計画見直し現在(令和7年度(2025年度))で、「新伯耆国グリーン大作戦」や「皆生海岸美化清掃ボランティア活動」などがあり、これ以外についても様々な団体、自治会等の組織による活動は存在していますが、ここでは地方公共団体が主催する事業に関する指標を設定しました。なお、シーサイドグリーンアップ以外のボランティア活動についても実態の把握に努めます。
- 5-3 市民アンケートの結果から、環境保全活動への参加実績を把握します。なお、指標値は、平成31年度/令和元年度(2019年度)に実施の市民アンケートの結果において、環境保全活動に参加したいとの回答が約6割あったことを参考に設定しています。しかしながら、令和6年度(2024年度)12月に実施した市民アンケートでは、実際に環境保全活動に参加した方の割合は約4割にとどまり、環境保全活動への参加意欲を実際の参加率へとつなげることが課題です。計画の見直し後には、環境保全活動への参加率は60%に据え置き、受講者の層を想定した環境教育コンテンツを作成することで環境保全活動への参加につなげることとしました。具体的な取組についても、計画の実行と伴走しながらよりよい中身を検討してまいります。

(3) 基本目標達成に向けての課題

- より多くの市民が環境保全活動に参加できる体制づくり(活動の場の確保、教育の機会の設定、周知)の実施が必要となります。

(4) 基本目標達成のための施策の柱**<⑤-1 環境学習の推進>**

- 個々人の環境に対する意識を向上させることにより、環境保全社会を目指します。

<⑤-2 環境活動の協働>

- 環境保全活動に参加できる体制づくりを進め、環境保全社会を目指します。

(5) 施策の柱ごとの個別施策

<⑤-1 環境学習の推進>

区分	施策	市民	事業者	市
重	市民への環境学習の機会の提供		○	○
重	広報誌、ごみカレンダー、ホームページ、よなご環境Ch.などを活用した環境情報、環境問題への取組の積極的な発信			○
	自然と環境の保全に向けた啓発活動の推進		○	○

<⑤-2 環境活動の協働>

区分	施策	市民	事業者	市
重	地域住民、環境美化団体などと連携して環境イベントを開催し、環境に関する啓発を実施することにより広く市民の環境意識の向上を図る。	○	○	○
重	「ラムサール条約湿地中海・宍道湖一斉清掃」など、周辺自治体との環境保全活動の実施	○	○	○
重	中海・宍道湖・大山圏域市長会と連携した、中海の水質改善・利活用の促進			○
重	地域資源を活用した全日本トライアスロン皆生大会などのイベント開催や、エコツーリズム・スポーツツーリズムなど地域の特性・魅力を活かした体験型観光の育成と振興		○	○
	環境美化に貢献した個人・団体を顕彰する。			○
	市内一斉清掃や地域での清掃活動など、地域における実践活動の促進	○	○	○
	米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例に基づく、ごみのポイ捨てや犬のフンの放置防止の啓発	○	○	○

第5章 環境基本計画の推進に向けて



<小学校での環境教育>

5-1 環境基本計画策定の流れ

5-2 環境基本計画の進行管理

5-3 計画の推進体制

5-1 環境基本計画策定の流れ

本計画の策定に当たっては、環境基本条例に基づき設置した「米子市環境審議会」において、市長の諮問に応じ調査審議を行いました。また、市民アンケートの実施、計画案に対するパブリックコメントを実施し、市民・事業者の声を本計画に反映しました。

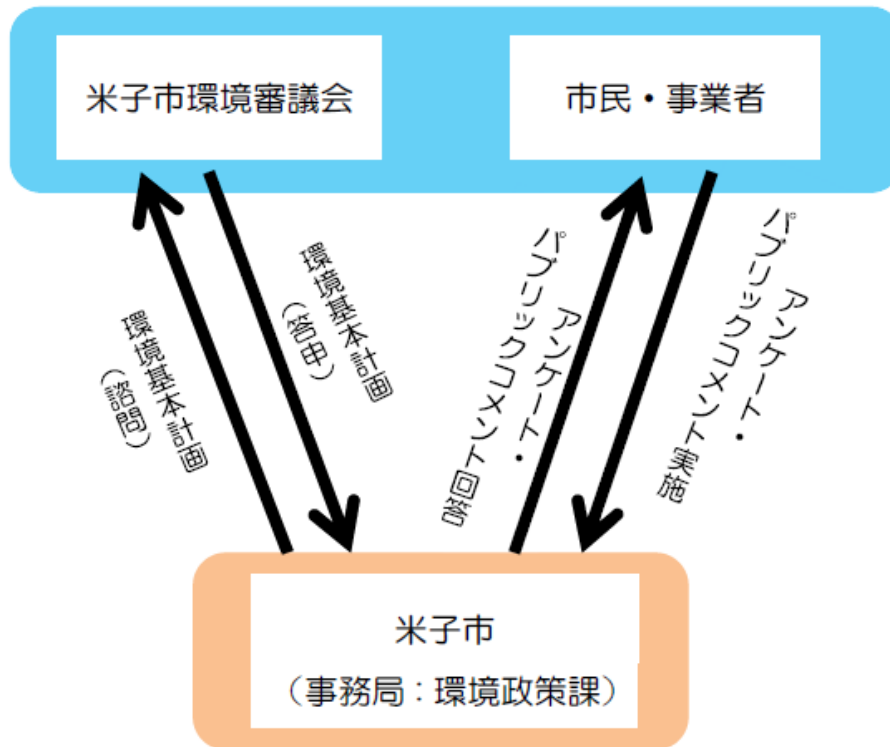


図 22 審議会・市民・市の関係

<米子市環境基本条例>

●設置及び所掌事務(第19条)

⇒環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関して基本的な事項を調査審議するため、米子市環境審議会を置く。

⇒米子市環境審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画に関する事項を調査審議する。

5-2 環境基本計画の進行管理

本計画の実施状況については、毎年度、年次報告書を作成し公表します。また、同報告書について、米子市環境審議会の調査審議を経ることとし、必要に応じて計画の見直し(変更)を行います。

毎年度、PDCAサイクル(①「策定」、②「実行」、③「評価」、④「改善」)を繰り返すことにより、計画の実効性を確実なものとしします。

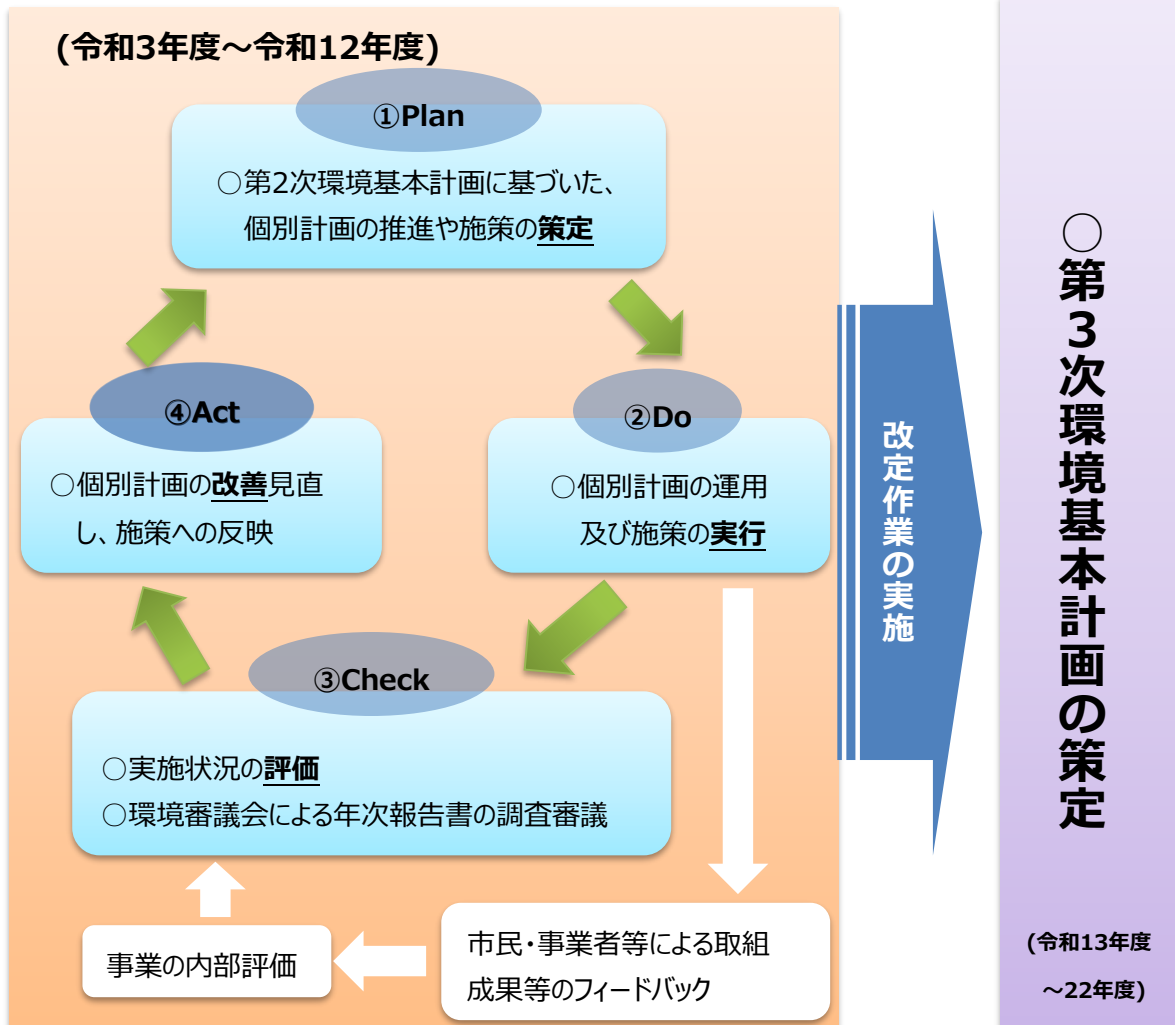


図 23 進行管理の流れ

<米子市環境基本条例>

●**年次報告(第10条)**

⇒市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

5-3 計画の推進体制

本計画を円滑かつ効果的に推進するためには、市民・事業者・市の各主体が連携・協働し、一体となって取り組む必要があります。国、県の施策や環境関連の技術革新の動向を踏まえながら、市の施策の検討や市民・事業者に向けた啓発を行うため、市の担当課である環境政策課を中心に、庁内関係課と連携し、以下の体制により本市の取組を推進していきます。

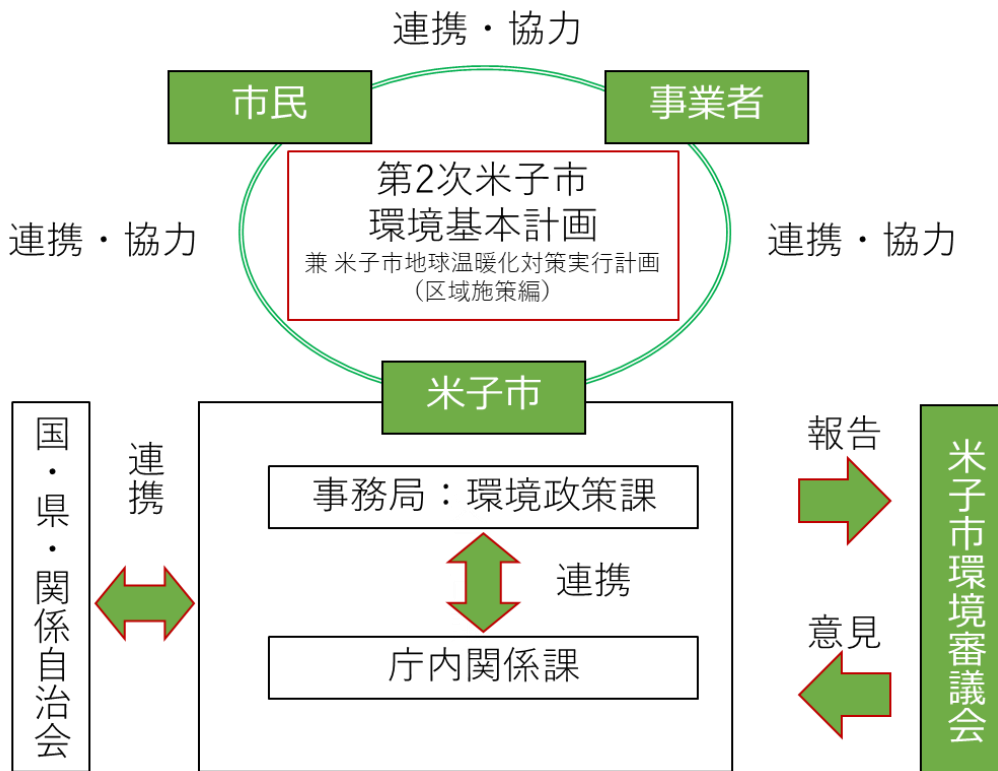
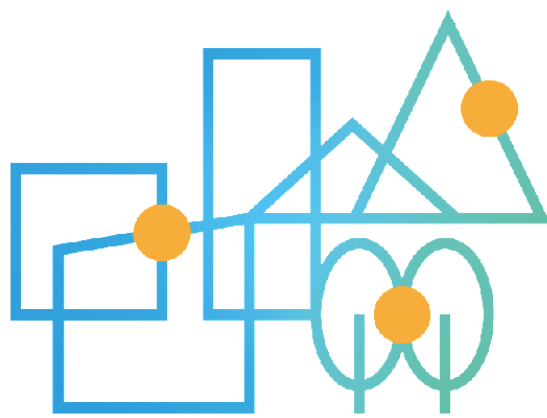


図 24 計画の推進体制



脱炭素先行地域

鳥取県米子市

脱炭素先行地域に選定された地方公共団体が、地域脱炭素に向けた取組を普及させることを目的として、環境省が作成した「脱炭素先行地域ロゴマーク」です。